

令和7年3月5日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和7年第1回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
企画調整課長	千葉忠弘君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
総務課総務管理班長	岸淳一君
教育長	内海俊行君
教育次長兼課長	蜂谷文也君

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回松島町議会定例会を再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番赤間幸夫議員、8番高橋幸彦議員を指名します。

傍聴の申出がございますのでお知らせいたします。-----です。

日程第2 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上質問願います。1番菅野隆二議員。

〔1番 菅野隆二君 登壇〕

○1番（菅野隆二君） おはようございます、菅野でございます。

一般質問に先立ちまして、大船渡市で発生した火災により被害を受けられた皆様の状況を案じ、心よりお見舞い申し上げます。私、個人的にも大船渡は父方の祖父の実家でありまして、お墓もあつたりしますので、避難されている方々、消火活動に当たられる方々の身の安全が確保されますとともに一刻も早い鎮火と速やかな復興をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問、今回私2問させていただきます。

まず、1番目のところですが、発達障害と診断されるケースは年々増加傾向にあります。厚生労働省が行った調査では、発達障害と診断された人は推計で87万2,000人に上り、人口の約140人に1人の割合となっています。

また、文部科学省の調査によると、通常の学級に在籍する小中学生の8.8%に学習や行動に困難のある発達障害の可能性があることが分かっています。35人学級であれば3人ほどの割合となります。

増加の背景には、発達障害の認知の広がりがあると見られ、個性に応じた支援策の充実が課題となっている状況です。支援の一層の充実を図るため、平成28年に、理解の促進、支援の促進、協力体制の整備を主な趣旨とした発達障害者支援法の改正が行われ、発達障害という言葉は知られるようになりましたが、発達障害に対する正しい理解はいまだに浸透しておらず、甘えといった誤った認識、偏見も残っていると感じております。

当町でも、長期総合計画で掲げている障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して様々な施策に取り組んでいると思われませんが、さらなる発達障害児、発達障害者への支援を要望する、そういった趣旨から今回は質問させていただきます。

まず、1つ目、発達障害児者の支援について、当町の状況も含めてどのように考えているかというところを、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 菅野議員の一番最初の質問について答弁してまいります。

発達障害児者の支援についての質問でございますけれども、発達障害児者の支援につきましては大変重要なものと考えております。発達障害のある方やその家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携や共同による切れ目のない支援等を行ってまいりたいと考えております。

発達障害児者の支援に関する具体的な対応状況等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 発達障害児者の支援の現状につきましては、乳幼児健診におきまして発達障害のスクリーニングを実施し、必要時には乳幼児精神発達精密健康診査につなげ、早期発見、早期療育に努めております。その後は、幼稚園、保育所や相談支援事業所と連携を図りながら、就学まで継続して支援を行っております。

子育て支援事業といたしましては、子育て広場、巡回心理相談、子育て講座の3つの事業を行い支援を行っておりまして、臨床心理士、保健師、保育士など専門的な視点で相談に応じる体制としております。

また、発達障害の子供への効果的な対応を学ぶ保育士、幼稚園教諭を対象としたティーチャートレーニングも実施しまして、職員のスキルアップを図り、相談体制の強化に努めているところです。

そのほか、地域活動支援センター事業といたしまして、障害児を対象とした希望園事業や障

害者を対象とした「ふあら」を実施運営しております、創作活動や生産活動を通じて、社会と交流促進のための支援を実施しております。

また、自治体や事業所等支援医療機関との連携や、困難ケースへの対応等については、県で設置しております発達障害者支援センターとも連携を図りながら支援を行っている状況です。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 学校関係についてお話しさせていただきます。

学校関係については、発達障害のあるまたはその疑いのある園児、児童、生徒に対して、特別支援教育補助員を配置しております。そして、個々の特性に応じたきめ細やかな支援を実施しているところでございます。

幼稚園では、発達の
気になる園児については、視覚支援、時計を絵に描いてここまで針が来たらこうするんだよとか、そういうような指導を取り入れ、集団生活への適応をサポートしているところです。遊びや日常の活動を通じて、対人関係のスキル向上を図る取組を行っております。

また、小中学校においては、通常学級内での配慮を行いつつ、必要に応じて通級学級、つまり学級を移動して普通学級に行ってお勉強するというような指導も行っており、学習面や生活面の両面で支援を行っています。

また、幼稚園、小中学校においても教員への研修会を実施するなど、発達障害のある園児、児童、生徒に対する支援の充実に努めているところです。

先生方の研修なくして発達障害の解決はできないので、すぐ特別支援補助員を設置してくれと言われても先生方に理解がないとあれなんで、先生方についても逐一研修会をしているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろとありがとうございます。いろいろと支援をなさっていただいているというところで。今、教育長のお話もあったんですが、先生方の研修というか、課長のお話であったティーチャーズトレーニング、実際どういったものなのか、簡単にでいいのでちょっと教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） ティーチャーズトレーニングは、発達に心配のあるお子さんに対してどのような関わり方をしていったらいいかということを中心とした講座になっており

まして、臨床心理士の方を講師に迎えて、保育所、幼稚園教諭、あと認定こども園めぶきの森の保育士の方も参加していただいている事業になっております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。それは小学校の先生は含まれていないという形でしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 今のは小学校の先生は含まれておりません。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

今、いろいろとご説明いただいたんですが、障害児のほうにはいろいろとやっていただけているかなと思った一方、障害者のほうがちょっと、どういった支援があるというのがちょっと分からないところもあったんですが。障害者についての支援というところを、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 年齢が上がって青年期の方ですとか、もっと年齢が上がった方々に対しての支援については、発達障害というそのくくり、範囲に入る方の現状を知るのが、把握するのがなかなか困難な状況にもなっておりまして、支援とすれば、先ほど申しましたとおり「ふあら」の運営ですすね、創作活動ですとか簡単な作業を通じてトレーニングを行っていただくというような支援を中心に行っているところです。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 聞いているイメージだと、やっぱり発達障害者のほうの支援はちょっとまだまだ足りないのかなという印象があったんですが。国の地域生活支援事業における発達障害児者支援関係予算というものの令和7年度の概算要求は524億円ということで、前年から約20億円増えている中で、町はどれくらい予算をかけて、今後どのような支援を充実させていこうと考えているのかというところを、もしあればお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 町の予算につきましては、令和7年度の予算案、今回提出させていただいていますが、令和6年度と比較しましてやはり障害者への支援というところで増額している部分がございます。例えば、発達障害の方に限らずいろいろな障害をお持ちの方全般にはなりますが、サービスを使う上での入り口となる相談支援事業、社会福祉協議会

に委託をして行っている事業なのですが、そちらの相談員の体制を、人員を増やすような予定となっております。そちらで予算を増額しております。

あと、また実際に障害者福祉サービスを利用する方も、障害児については全般的に相談件数が多くなっていたり、サービス利用件数も増えている状況ですし、障害者の方についても、例えば雇用の支援関係のところが増えている状況にもありますので、そちらの予算を増額させていただいているところです。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 相談支援員の人員を増やすというところですが、現在何名で、何名に増やすというお考えをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） これまでは、資格をお持ちの相談員は1名ということで委託しておりましたが、令和7年度からは2名体制としております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 1名から2名ということで、イメージ的に2名でも、増えているという状況をお聞きしましたので、足りるのかなと思うんですが、その辺はどういった見通しでやっているのかというところも教えてください。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） これまで委託していた事業の中で、社会福祉協議会の相談員とも直接現状をお伺いした上で、どのくらいの範囲でできるかということも相談しながら、今回2名体制ということで増額させさせていただいております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） しっかり相談が、相談待ちとか、今仙台市とかではそういった状況も出てきているというのをちょっとお聞きしていますので、そういったことがないように対応していただければと思います。

前段で、発達障害と診断される人が増加傾向とお話ししました。当町でも令和5年5月1日のデータでは、以前の議会で答弁いただいたときは未就学児が56人、小学生38人、中学生11人の105人というようにお答えいただいたんですが、そのお答えいただいたあれから2年弱が経過していますが、現在の人数も含めた状況、成人の方も含めてですね、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 発達障害児数の推移につきましては、今、菅野議員がおっしゃられた令和5年度の数字で、先ほどおっしゃられた人数になっておろうかと思えます。令和6年度については、今把握している数字、すみません、ないんですけれども、障害者の、大人の方の関係ですと、やはり発達障害というところに特化した人数の把握はちょっと困難な状況になっていまして、知的障害者手帳の所持者数ということになりますと、令和5年度末で144人となっております。その中に含まれている方もいらっしゃれば、そのくくりには入らない、その手前の方もいらっしゃると思えますので、なかなか実数を把握するのは難しい状況であると考えています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。発達障害者の方だと、手帳を持つ場合は精神障害だと思えますので、精神障害の数字のほうを教えてください。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） すみません、精神のほうですと119名となっております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。障害児のほうは、前のお聞きしたデータと変わらないというところで把握しておきます。

2つ目に行くんですが、厚生労働省の発達障害者支援施策での市町村の役割というものは、住民に分かりやすい窓口の設置や、連絡先を周知することとあります。住民に分かりやすい窓口の設置、連絡先の周知というのはしっかりできているのかというところを確認させてください。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 住民に分かりやすい相談窓口の設置や連絡先の周知につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を提供するために、令和6年4月からこども家庭センターを設置し、支援体制の強化をしております。母子保健担当、児童福祉担当それぞれが共通認識を持って、発達に関する相談がどこでも対応できる体制としているところです。こども家庭センターの役割や、実施する事業等については、乳幼児健診や育児相談の場面で周知を図るほか、広報紙、ホームページ、子育て支援サイト、各種SNS等を活用して周知し、早期の気づきや早期支援に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

- 1番（菅野隆二君） ありがとうございます。では、発達障害児あるいは発達面に心配がある子に対応する相談窓口は、一括でこども家庭センターでいいという認識で、もう1回だけ、すみません、確認させてください。
- 議長（色川晴夫君） 相澤課長。
- 町民福祉課長（相澤光治君） そちらの事業につきましては、こども家庭センターとしてやっている事業になります。連絡先については、例えば前回菅野議員からも、前回の議会の際にもご質問あったように、今、母子保健の担当はどんぐりのほうで、健康長寿課でやっています、子育て支援担当はこども支援班でやっておりますので、2つの連絡先を記載するような状況になっております。
- 議長（色川晴夫君） 菅野議員。
- 1番（菅野隆二君） では障害児のほうはこども家庭センターというところで、障害者の方が相談する場合の窓口というのはどちらになりますでしょうか。
- 議長（色川晴夫君） 相澤課長。
- 町民福祉課長（相澤光治君） そちらにつきましては、町民福祉課の福祉班で対応しております。
- 議長（色川晴夫君） 菅野議員。
- 1番（菅野隆二君） 今もお話ありましたが、窓口が異なっているというところもありますが、この辺は、相談体制というものはしっかり構築できていると町としてはお考えかどうかというところもお聞かせください。
- 議長（色川晴夫君） 相澤課長。
- 町民福祉課長（相澤光治君） 健康長寿課と町民福祉課の職員それぞれが連絡を密にして、連携を取って、いつでも相談できる体制にもなっておりますし、協力していただいている社会福祉協議会などとも定期的に意見交換や状況把握を行っておりますので、連携できていると思っております。
- 議長（色川晴夫君） 菅野議員。
- 1番（菅野隆二君） 窓口が異なって、物理的な距離もありますので、その辺がどうなんだろうかなというところはあるんですが、第4期障がい者福祉計画のアンケートの中の「役場の相談窓口や相談支援事業所は気軽に相談できますか」という問いがあるんですけども、これに相談しづらいと答えた方が35.7%、前回から13.3ポイントも増えている状態です。これはしっかり構築できていると言えないんじゃないのかなと、ここは改善の余地があると思う

んですが、この結果どう受け止めているのでしょうか。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 相談しづらい理由がどういうところかということにもよるかと思うんですが、今現状、私たち職員が改善できるところは、職員の連携をさらに深めることだと思っておりますので、そちらのほうを強化してまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 理由がというところだったんですが、これ理由の中で1か所で相談を終えることが少ないからという意見が16%もあるわけですね。前回から8.6ポイントも増えているんです。これ、私は令和4年の3月の議会で相談窓口の一本化というものを要望したんですが、様々な理由があると思うんですが、現段階ではそうになっていない状況です。その中で8.6ポイントも不満の声が増加しているというのはちょっと大きいなと思いました。やはり一本化が必要ではないのかなと思うんですが、改めて要望したいと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 一本化にできないのかということでありますけれども、これについては福祉とそれから教育ということで2つに分かれて、大綱ですよ、進めてきているのが現状であります。

まず、詳しい答弁に入る前に、この発達障害の根本的な問題、聞いていて、発達障害の子だというふうに親が認めるかなんですよ、まずは。実は、日経の新聞に記載されていたのは、発達障害を抱えている親御さん、発達障害と分からない。何か自分の子供が挙動が不審だとか、突発的に何かやるなとか、少しおかしいなどは思っていたんだけど、そういうお子さんを持っている方が、実際どこに行って子供の病気なりなんなりを相談できるのかという窓口が明確でない。実は3月3日の日経新聞を見た中で言っているんですが、精神科医がとても足りないんだそうです。自分の子供がおかしいと思って精神科のほうに行ったら、受診するまで3か月もかかった例があると。そうすると、その間ずっと約100日間くらい、あなたの子供に対する愛情が足りないのではないかとかですね、そういったことで責められる中で過ごしていたと。ただ、精神科に行って先生にしっかりと診断を受けて、あなたの子供はこうですよと言われたら、今度はそれに沿っているいろいろな窓口があるので、そこからは今はスムーズにあって、子供も逆にいろいろな治療ができて落ち着いてきていると。例えば学校も、うちのほうでは教育委員会のほうでやっていますけれども、仮にそういうお子さんが

いれば、少し教室の中でもちょっと配慮した中で勉強をやらせている現状でもありますのでね。そういったことも含めて、やっぱり総体的に。確かに1つの窓口はいいんだかもしれないけれども、まずは自分の子供がどういうものなのかというものを早くお医者さんに診てもらって、その診断の結果で動くという、そのかけ橋がまず足りていないのかなということでもあります。ですから、これまだ議会始まってあれなんですけれども、2市3町の中でそういう精神科医というのは、私もあんまり聞いたことないので、精神病院があるのは分かっていますよ、ただそこでお子さんたちがどうのこうのという診断、受診とか、そういったものはあまり追及したことはないので、今後は聞いてはみますけれどもね。そういうはしりの入る窓口を早くしていただいて、それで親御さんがスムーズにそういう治療というんですかね、受けられるような対応をするように、町はまずはしなくちゃならないのかなと思って聞いていました。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね。精神科医が足りないとかというのは全国的なところもありますし、これ届出を出せば誰でも診断できるとかというような問題もあったり、いろいろあります。そして、相談できない、この3か月間ができないというのが多分物すごい問題でして、仙台のアーチルというところでは1万人ぐらいもう待ちがいるとかいうところもありますので。だからこそ、一旦そのときに町として相談に乗って、じゃあこういった病院がありますよとか、じゃあこういう方法があるんじゃないですかとかに乗ってあげないと、その3か月間親御さんが、自分の育て方が悪かったんじゃないかと責めたというお話も今お聞きしましたけれども、そうではなくて、発達障害というのはもう先天性のものなので、そういったものではないので、そういったものをしっかり伝えてあげないと、その3か月間の親御さんはかなり自分を責めることになると思いますので。そういった相談に乗れるような窓口がないと、まず病院に行ってからじゃあ相談の窓口というのは、ちょっと順番が違うのかなと。精神科医が少ないのであれば、その待ち時間があるのであれば、その間に相談に乗ってあげられるところをつくるのが町の仕事じゃないのかなと、今お話聞いて思ったんですが。そういった意味で、やはり窓口一本化ということも含めて必要だと思うんですけれども、もう一度ちょっとその辺、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） お子さんの発達に心配ある方というのは、例えば相談するタイミングがいろいろなところであるかと思うんですけれども、その中でも1歳半健診ですとか

2歳半健診ですとかそういったところで結構相談してみようかなと思うきっかけになることかなとも思います。そういう場合は健康長寿課の職員、保健師が、その健診に従事しておりますので、そこで相談される方もいらっしゃると思いますし、逆にM-CHATというスクリーニングをしている場面でもありますので、そういうときに相談していただければいいなと思っております。

あとは、どこに相談していいか分からないから役場に1回行ってみようと、取りあえず行ってみようというときには、町民福祉課で対応できるようにはしておりますので、そこで役場じゃないのであっちに行ってくださいというのが一番駄目だなと思っておりますので、そこを職員のほうで連携を図って、お客様をあっち行ったりこっち行ったりさせないようにしていきたいなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ただ、現実問題として1か所で相談を終えることが少ないからという、どうしても窓口が、どنگりのほうに行ってくださいとかと、悪気があって案内しているんじゃないのは分かるんですが、勇気を持って相談しに来た側からしたら1か所で相談を終えることが少ないからという不満が増えるのは当然だなと思うんですね。施政方針の中にも、障害者及び障害児への相談支援体制の充実を図ると記載されています。先ほど支援強化という、国のほうでも、お話ししましたがけれども25億円を計上しているというところもありますし、町としてもそういった姿勢が必要だと思うんです。充実を図るために、ちょっと本気で取り組んでいていただきたいなと思うんですが、これ相談窓口の件に関しては最後にしますが、一本化できないハードルというのは一体何なんのでしょうか。再度ちょっと教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 今、それぞれの課で担っている業務の中身、どこからどこまでがどこの課で担当するという線引きをどこに置くかということになるかと思うんですけれども。今現在の事務分掌上の役割分担としては、なかなか、建物も2つに分かれているということもあるんですが、難しいかなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） その、課のどこまでというところは、相談に来る人には一切関係ないことだと思うんですよ。その辺はもう、相談受ける側としてやるべきだとは思うんですけれども、それでもやりませんか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 今おっしゃられたように、相談にいらっしゃる方にはこちらの体制、どういう線引きにしているかというのは本当に全く関係ないことです。それなので、町民福祉課に来たとしても、健康長寿課に来たとしても、同じように対応できて、同じようなその後の支援ができるような体制にするように連携強化を図っているという理解でお願いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） これ以上言ってもあれでしょうから。ぜひ、そういったところも含めて、ちょっと検討いただければと思います。

今、施政方針の話にもなりましたが、施政方針の中に第4期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に基づきと、記載されているわけなんですけど、これら町が策定している各計画を今回の根拠だったりとか、データとしているわけなんですけど、この3種類計画、似たようなものというところがちょっとあるんですけど、そもそもの立てつけ、位置づけというのは、どうなっているのかというところですね。ざっくりは分かっているつもりなんですけど、一般町民の方だと分からない人もいらっしゃると思いますので、その辺のご説明をちょっとしていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 計画の立てつけということでよろしかったでしょうか。

まず、1年前に議会でも審議していただいたこの第4期障がい者計画になりますが、こちらにつきましては、障害者基本法における市町村の障害者計画の位置づけとなっております、町の現状を踏まえて障害者施策全般に関する方針と事業計画を定めるものとなっております。

もう1つ、こちらの第7期障がい福祉計画と、一緒につくっております第3期障がい児福祉計画というものもあります。こちらは、3年に1回見直しするもので、障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づく計画の位置づけで、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の成果目標やサービスの見込み量や、見込み量を確保するための方策を定めるものとなっております。第3期障がい児福祉計画につきましては、児童福祉法に基づく計画の位置づけとなっております、障害児の通所支援や相談支援等の見込み量や、見込み量を確保するための方策を定めるものとなっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

続いて3つ目で、相互理解の促進についてなんですが、長期総合計画で掲げている障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指すには、障害に対する社会、地域の理解が薄いと感じています。

先ほど、町長の話でもありましたけれども、周りから親の教育の仕方が悪いんじゃないか、育て方悪いんじゃないかと勘違いされてとかというお話もありましたが、そういったものはもちろんあります。私もいろいろ耳にしていますので、そういった部分では理解がもうちょっと深まればいいなと感じているわけなんです。発達障害者支援改正法の中では、国民は個々の発達障害の特性などに対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めると明記されています。障害を持っている方が社会に慣れようといろいろと頑張っているというところが多いんですが、社会地域側からも慣れようとしてくれなければ安心して暮らせるまちにすることはできません。社会に慣れるのも大事ですし、社会が慣れるのも大事というところで、双方から寄り添っていく必要があると思っております。

第4期障がい者計画のアンケートの中では、町なかや地域で人と接するとき期待することとして最も多かったのが、病気・障害を理解してほしいという意見でした。障害を持ったお子さんの親御さんたちとお話すると、何かこう具体的な支援をしてほしいというよりも、周りの皆さん、地域の皆さんに障害に対して正しく理解してほしいと、そういう気持ちを強く感じました。そういった意見がある中で、町として地域、町民に対して、どのように相互理解を促しているのか、どうやって正しい知識を身につけてもらおうとしているのかというところをお聞きします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 障害児者が住み慣れた地域で障害のない方と同じように生活していくためには、地域の方々が発達障害児者に対しての理解や、知識を深める必要があると思っております。

本町では、これまで保護者を対象としたペアレントトレーニングや、保育士、幼稚園教諭、母子保健従事者を対象としたティーチャーズトレーニング講座を開催しまして啓発に努めてきました。今後も引き続き、各種講座・研修を実施していくとともに、発達障害についての正しい知識や理解に関する内容を広報紙等に掲載するなど、啓発を図っていきたいと考えております。

また、毎年4月2日には国連が定める世界自閉症啓発デーとなっております。国内では4

月の2日から8日まで発達障害啓発週間となっているため、例えばシンボルタワーをライトアップしたりという啓発も行っているところもあると思います。広報紙等でそういった取組なども周知を図ってまいりたいと思いますし、新たな啓発方法についても検討してまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。ペアレントトレーニングというお話もあつたんですが、例えば障害を持っている親御さんが相談に行くとなった場合はどちらに、こども家庭センターなのか、どういった窓口があるのか、その辺ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） ペアレントトレーニング講座についてはこども支援班、こども家庭センターで実施している事業で、募集も行っているところです。今現在、来年度の実施の予定について広報でお知らせをしたり、これから予算が通った後に、正式な募集をしたりする予定となっております。窓口としましてはこども支援班、こども家庭センターの中でやっております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 障害児の親御さんでしたらそちらでというのは分かるんですが、例えば今だとひきこもりだったりとか、そういった社会に出てから障害が見つかったという方もいらっしゃると思うんですが、そういった障害者の親御さんはどちらに相談に行けばいいんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 障害者の方になりますと、特に生活支援ですとか就労に関する支援を求めている方も多いかと思いますし、障害者の支援サービスの利用についてのご相談が多いのが現状になっていまして、そちらは福祉班で相談を受けております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。雇用だったり、就労とかの相談とかというのも福祉班でいいんでしょうか。そこも確認お願いします。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） ご本人が就労支援、事業所を利用したいというときは、もちろん福祉班でご相談いただければ、その後の相談支援につなげていけるかと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） その後の相談支援となると、例えば手帳を発行したりとか受給者証を発行というのも福祉班でいいんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 福祉班で相談していただいて結構だと思います。その後に、私たちのほうで社会福祉協議会のほうに委託してやっております相談業務につなげて、計画相談につなげて、実際の就労、支援サービスの利用というふうにつながっていくと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。となると、例えばそういった計画相談とか使う場合はどんぐりになるというところであれば、これさっきも言ったとおり、また場所が変わってくるなというところで、さっきの話に戻るつもりはないんですが、そういったことになっているんじゃないかなというところもあります。

先ほど、課長の話にあった世界自閉症啓発デーというところで、来月ですね、4月2日から啓発週間が始まるというわけなんです、広報などで周知するというところであったんですが、宮城県内でも去年は各地でブルーライトアップだったり、映画上映だったりパネル展示会などが行われたわけですが、町としてもほかにもいろいろとできると思うんですけども、何か例えばライトアップとかであればさほどというところはあるとは思いますが、そういったものを検討していただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 過去に、福浦橋をブルーに照らしたり、通常は赤なんですけれども、可能な配色ができる場合はそういった、福浦橋でそういったライトアップはできるものと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） できるということは、どうでしょう、やってくれないかね、どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 配色がちょっと限られているものですから、例えば特殊なレインボーにしてほしいとかですね、そういった色はなかなかちょっと難しいので、今ある配色であれば、福浦橋としてはライトで照らして、イメージアップもありますんで、そういったものも実施していきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 色はブルーです。もともとあるブルーなので、これはもうやるかやらないかだけだと思うんですが、ここは町長にちょっとお考えを聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ここでやるともやらないともちょっと言えないので、今後検討します。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。

あと、今のは4月のところの発達障害啓発週間についてお話ししたんですが、あとは国が定めた、国民の関心と理解を促す目的で障害者週間というものもあります。これも障害者基本法で、毎年12月3日から9日までの間に障害者の自立及び社会参加の支援のための様々な取組を実施すると定められております。これも令和4年12月議会で同様の質問を私したときには、広報紙へ記事を掲載しているという答弁をいただきました。そのときに、それではちょっと足りないんじゃないですかというお話をしたんですが、その後何か別な取組を行っているようであれば、こういうことをしているというのがあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 例えば、町の障害者協会の方々のご協力をいただいたり、就労支援事業所の方々にもご参加していただいてスポーツ体験会をやったりですね、そういうことも実施しております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。そういったものがありますので、ほかの市町村だと大々的にいろいろなことをやったりとかもありますので、そういったところをしっかりとやっていただければ、こういった地域の理解というところも深まるのかなと思いますので、どうぞその辺もやっていただければと思います。

では、4つ目なんですが、第4期障がい者計画の主要施策の7つ目でございます、雇用、就労、経済的自立の支援というところがあるんですが、先ほども言った障害者計画のアンケートの中では、現在仕事をしていない障害をお持ちの18歳から64歳の方の35%が仕事をしたいと考えているとアンケートの中にありました。つまり、仕事をしたいと思っているのに、雇用先がなくて仕事できていないということになります。

県内においても、障害者の雇用状況は、民間企業における障害者雇用率が令和6年6月1日

現在で2.39%という、法定雇用率、法律で決まっている2.5%を下回っている状態です。いまだ多くの障害者の方が働く場を求めており、障害者雇用の促進は宮城県全体での喫緊の課題となっております。自治体として、松島の役場は法定雇用率を達成しているということは承知しています。その一方、民間企業においてはどうなっているのかというところもちょっと気になっておりました。

まず、障害者雇用促進法で障害者雇用を義務づけられている企業が町内で何社あるのか、また町内の障害者雇用率は何%なのかというのをお聞きします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 障害者雇用の対象となる民間企業、従業員40人以上の企業については9社、実雇用率については2.31%になっています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。ということは、県の2.39よりも下回ってしまっている、しかも法律で決まっているものを達成できていないという状況になっているということだと思います。障害者雇用の促進を目的とした、県、市町村、企業及び関係機関による障害者雇用推進ネットワークというものが、亘理町を皮切りに、利府町、大崎市で設立されています。県としては、この取組をほかの市町村にも広げていきたいと考えているとのことです。そういった状況であれば、松島町が率先して手を挙げるべきではないのかと思うんですが、この辺はどうお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 宮城県では、その他の市町村に対して積極的な働きかけを今後考えていくというようにお話も伺っておりまして、取組に前向きな市町村から順次展開するとともに、県内の企業や経済団体等も含めた全県的なネットワークの構築も併せて進めると。取組の広域化についても推進したいという考えがあるようです。

それで、町としても、就労希望とする障害者の方が就労できるように、今後はそのネットワークシステムも含めて、先進自治体の取組について研究してまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 研究していききたいということは、現段階では手を挙げるということは考えていないということなんではないでしょうか。その辺もちょっと、もうちょっと深くお願いします。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） まず、一等最初に、ネットワークを設立しました山元町があるんですけども、結構成功しているというお話も伺っておりまして、いろいろ調べてみたいのは、その対象となる企業の産業構造がどうなっているのかなとか、松島は主にホテルとか旅館をはじめとしたサービス産業なんで、その辺でうまく障害者雇用というのがやっていけるのかなというのちょっと研究したいと。

あとは、今まで民間の企業に対する障害者の雇用という概念がですね、正直、総務課については事業者なものですから、労働局のほうからいろいろ指導とかがあって、そういう連携というか、お話しはなされていたんですけども、今まで産業観光課としては、雇用行政はやっているんですけども、こういった障害者の雇用というのが今まで、そういったちょっと概念がなかったもんですから、まずはその職員に対して、こういうものがあるという認識をまず持たせるのが必要なかなと、今考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 障害者雇用に関しては法律で決まっている中で、概念がないというのは大問題だと思ったんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） ちょっと言葉尻というか、失礼いたしました。

障害者の雇用に関する窓口としては、ハローワークがあるんだと思います。ハローワークについては、個々の障害特性に応じたきめ細かな支援を提供し、就労準備から職場の定着まで一貫したサポートを行うというのがハローワークのシステムでございまして、ハローワークの職員自体については地元の企業さんとの接点がなければ、やはりそこで乗り出してくるのは地元の自治体なんだろうなと。そこでうまく連携が図ればいいのかというのは考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。これ、ネットワークに参加すると別に町が何かやるというよりも、その企業と、今おっしゃったハローワークをつなげたりというところを、自然と、県も含めてやってもらえるわけなのでメリットが多いのかなというところと、あと松島はサービス業が多いというお話があったんですが、サービス業での障害者雇用というのが結構多いんですね。マッチングしやすいというところもありますので、今人手不足という

ところもありますので、その辺はぜひ、検討というかやったほうがいいなと私は個人的に思うんですが、それを研究して、今やる確率でいったらどれくらいあるのかなとは思ったりするんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、太田課長の答弁が続いているんですが、この就労、雇用に関して、松島町内では例えばどこまでの内容がというのはまず置いておいて、例えば松の実とか、それから松島のかげ、あそこは農業も漁業もやっているようでありますけれども、そういったふうに民間の方がやっているところもありますし、それから実際松島町として、確かにホテル業界多いですけれども、じゃあそこで何人ぐらいの方が働いているんだというと、ちょっと実数、私、つかんでいませんので、これは別に今日当てがったわけじゃなくて、今晚、夜会合がありますので、その席で、例えばこういう業界の方々にどのぐらい使われているのかとかですね、確認しながら、また今後は人手は足りないものの、そういった方でもいろいろこうプラスというんですかね、あると思うんですね、その障害のある方にも。そういったことで、このぐらいの方までだったらどうなのかというような話合いができるのであれば、なおいいのかなと思いますけれども。そういった実態をまず把握するということ。それから、去年なんかもいろいろ見ると、利府は昨年12月につくっているみたいだし、それから大崎は先月つくっているということですので、やっぱり先進のまず利府、それから大崎、この辺の状況をちゃんとよく把握した中で、町としてのスタンスをしっかり取っていきたい、このように思いますので。このネットワークについては、今後の課題としてちょっと捉えてもらえればと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。今日の会合で話が進んでくれることを願っております。

これ、町内の事業所の方にもメリットがあるので、ぜひご検討していただければと思います。

1個、すみません、聞き忘れたんですが、障害は大きく3つあるんですが、身体障害、知的障害、精神障害、それぞれ障害者手帳を取得するときの窓口を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 身体と知的に関しましては、町民福祉課の福祉班になっております。精神障害者手帳の窓口につきましては、健康長寿課で行っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。となると、障害の種類によって窓口が違うというところなんです、精神障害だったりとかだと知的等を同時に、知的を持っているという方もいらっしゃる、例えば身体だけが別だったらまだ分かるんですが、知的の方と精神の方を分けてしまうというのは、どちらも持っている方というのは一定数おりますので、その辺は改善したほうがいいんじゃないのかなと思ったんですが、その辺は検討していただければというところで、何かあればお願いします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 精神障害者手帳の交付の受付の担当業務を行っている立場からご意見を述べさせていただきますと、まず手帳を取得したいということでご本人またはご家族が来庁される場合は、どういった目的でということがあっておいでになります。大体的な場合は病院からのご紹介で保健福祉センターどんぐりにおいでになる方が多いです。知的障害と併せ持っていて精神科の先生からお薦めがあった場合は、ほとんどの場合精神障害者手帳を取得されるという目的でおいでになっております。ですから、もし両方、知的障害者手帳も欲しいんだということであれば、どんぐりにいらしたのをきっかけに町民福祉課と連携を取りながら交付に向けてご案内を、どんぐりのほうでさせていただくことはできると思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうすると、やっぱり移動時間もありますんでね、その辺は直したほうがいいのかなと思うんですが。例えば、知的と精神どちらも持っている方が、どんぐりに行ってどっちの手帳を取ったほうがいいですかねという相談だったりとかされたら、どういってお答えをしているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） どの手帳を取ったらいいかというご相談においでになるというよりは、この手帳を交付してほしいんですということでおいでになる方がほぼ全数になっておりまして、そういった手帳を、何を取ったらいいかというご相談はどんぐりでは今まで過去の事例としてはございません。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 可能性としてはありますよね。知的と精神を持っている方が行って、どうしたらいいですかという相談がされる場合はどうやって答えるんですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まずは、申請がそれぞれ必要な場合は申請のやり方についてご案内をいたしますので、例えば同日に、相談を受け付けたとしても交付はできませんので、申請書類のご案内ですとか、それは町民福祉課と情報共有をしながら、保健福祉センターにおいでになったときに両方ご案内はできるかと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） やめます。分かりやすい窓口だったりとかにしたほうがよくないですかというところが大前提としてありますので、今の答弁聞いた中で、窓口を分けたほうがいいなと思っている人いるのかなと思います、私は。その辺はぜひご検討いただければというところでは。

今回、いろいろと質問させていただいたんですが、障害という文字の中に「害」という漢字があるわけで、人に対して用いることが不適切という考え方もあり、それに対して私も賛成でございます。なので町の各計画でも平仮名表記をしているんだらうなというところを分かっております。ただ、この害という文字はもちろん障害者の方が社会だったり地域に害があるというわけではなくて、社会地域にある多くの障害物だったり障壁が、障害者をつくり出している害なんじゃないのかなと、私は思っております。ぜひ、町として、社会地域に存在する障害物や障壁を解消することに、引き続き本気で取り組んでいただきたく、それをお願いして私の1問目を終わります。

○議長（色川晴夫君） 1問目、終わりました。2問目ということでございますが、ここで約1時間ということでございますが、休憩に入りたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、再開を11時10分にいたします。11時10分再開です。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

菅野隆二議員、2問目の質問をどうぞ。

○1番（菅野隆二君） では、2問目へ行かせていただきます。

現在、町としてデジタルトランスフォーメーション、これからDXで略させていただくんですが、DX施策の推進に取り組んでいることは承知しております。県と松島町を含んだ県内17

市町村では、2025年度末までに電子申請が可能なサービスを現行の109種類から2,918種類に拡充すること。これは同じく2025年度末までに地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により義務を課されている移行業務が順調に松島でも進んでいるからと認識しております。自治体DXを推進するためには、町民に対しての推進や周知も非常に重要となりますが、自治体DXを推進することで町民がどんなメリットを得られるのか、なぜ推進が必要なのかの周知が足りないように感じています。推進を図るためには、高齢者を中心としたデジタルデバイドという大きな課題を解消する必要もあります。この部分に対しては、より丁寧さが必要となってくるんだろうなと考えております。

デジタルでできる人はデジタルで、そこで浮いた時間や人手を本当に対面の支援が必要な人に振り分けると。デジタルが使えない人がいることをデジタル化しない理由にするのではなく、デジタルを活用し、選択肢や価値を高める、そうすることで業務効率化とコスト削減、町民サービスの向上と利便性の拡大につながります。

私は、議員にさせていただいてからずっとDXの重要性を言い続けております。改めて任期最終年のこのタイミングで、もう一度DX推進のさらなる推進を求めたいと思います。

まず、1つ目、DX施策の推進状況と課題についてでございます。

庁舎内でのDXの推進は進んでいると私も認識しております。一方、町民に向けての推進をしっかりとできているのか。そういう部分を確認させてください。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、お答えをしたいと思います。

ちょっと冒頭で触れていただきましたけれども、DX施策の推進状況につきましてはご存じのとおり令和3年度にDX推進本部、本部長は私になります、それからDX推進検討委員会、これは職員とかで、どちらかという作業部会的な話になります、を設置し、令和4年3月に策定いたしましたDX推進基本方針、これに基づいて今業務を行っている。そうした中で、令和5年度に、これを推進していく上でデジタル推進室、専任の職員を配置して、この基本方針に基づいて進めていきたいと思いますということに着手しております。

この間、ご質問にありますとおり進捗状況はそういうことで進んでおります。課題はという話なんですけれども、大きな課題ということではなく、順調に進んでいるわけなんですけれども、課題というのですね、今言われたようにPRの話も足りないというお話もあるかと思えます、それも1つの課題かと思えます。あと、もう1つはDXを推進する上で費用的なもの、これも結構な、これから令和7年度予算を審議していただくわけなんですけれども、それなりの

費用がかかるということも、大きいと見るか小さいと見るか、費用の話でありますので、それも1つの課題であるということを確認しております。

あと、PRにつきましては、前段の一般質問なんかにもありましたけれども、様々な形でここは周知していかなければならないかなど。窓口とかですね、そういうことでちょこちょこ実際はスタートはしてきていますけれども、そういうことを含めて、いろいろな形でPRしていければなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。町民に向けてのPRの部分と、今お話ありましたけれども、具体的にどういった形でPRしているのかというところ、分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 周知方法についてですが、広報、ホームページを中心としまして、あと各種SNS、それからテレビ回覧板などで、行っている状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） その方法で十分に周知できているのかというところに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これ、議員の冒頭の説明の中にありましたけれども、やっぱり周知というのは一方的な話になってくるところがあります。それで、実際目で見て分かるとか、していただくとか、そういう周知の仕方も必要なのかなど。そういう面で、いろいろな集まりの場もあります。今後、そこまで行けるかどうか分かりませんが、こういう取組をしているという、そういう周知の仕方ですね、やっぱりこれはどうしても手でやってみないと分からないところがありますけれども。そういう、ちょっと集まりの場で、そういうお話をする場があれば、我々もそういうところに参加させていただいて、出前講座ではないですけどもね、取組の形について周知していければなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね。実際触って見ないと、やってみないとというところは私もあると思います。

それで、冒頭でお話しした行政サービスの現行109種類から2,900何がし種類に拡充するとい

うところに関しても、スマホでやることになると思いますので、実際使えないと意味がないのかなというところも思っております。

このデジタルデバイスといっても、日本語では情報格差とか言われているんですが、発音はデバイスらしいんですけどもそれは置いておきまして、デジタルの活用、操作が苦手な方、割合的に高齢者の方に多くなってくるので、そういった方をどうやって、副町長おっしゃったようにどうやって触ってもらうか、触れていただくかというところが重要になってくると思います。そういった意味も込めて、スマートフォン教室とかも開催していたとは思いますが、しかしこれだけではスマホを使おうと考えるインセンティブというか、動機づけというところに関しては弱いような気がするんですが。その辺、高齢者の方にスマホを使ってもらい動機づけとしてどういったことをやっていくとか、実際こういうことをやっていますよとかというのがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 菅野議員おっしゃるところも確かにあるかなと思っております。ただ、今ですね、現状できるとなれば、やはりスマホ教室が一番入りやすいのかなと担当のほうでは思っております。

そして今、今年の延べ人数で600人ほどスマートフォン教室を利用させていただいて、触れていただいている状況ですので、このスマホ教室については引き続き続けていきたいなという思いと、あとこのほかに何かいい取組とかがあれば、その辺についてもちょっと今後検討していきたいなとは担当部署では思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 延べ600人参加ということで、これは引き続き私もやっていただければと思うんですが、その600人の中で実績スマホに移行したという方が何名ぐらいいらっしゃるのか、これ参加人数延べなので、実際にいらっしゃるかどうかというところもちょっと分かれば教えていただきたいです。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 全て把握しているわけではないんですが、大部分の方が自分のスマホを持ってきて、いろいろ担当の方にお聞きしたりとは聞いている状況です。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。じゃあ、今後いろいろと考えるという中で、今回スマホ教室はスマホを持っている方が参加しているという状況なので、スマホ持っていない方もスマホ使おうかなと思ってもらえるようなものをしていただければと思います。

続いての質問なんですけど、DXが推進されることによって町民が受けられるメリット、恩恵というのは具体的にどういうものになるのか。お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 町民の方が受けられる具体的なメリットとしまして、手続の時間短縮それから簡略化、それからデジタル知識の向上、多様なチャンネルのデジタルツールによる情報取得の即時性などが挙げられるのかなと思っております。

また、電子申請やコンビニ交付による窓口に来る来庁者の方の減少や、それから申請書の作成ツールなど、窓口の対応時間の短縮等で、計測はしていないんですけども、来庁した町民の方が手続に要する時間も抑制されているのではないかという認識で捉えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。それは、町民の方に周知できているか、理解してもらっているかというところはどうお考えなのか、そこも確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 周知については、先ほども広報、ホームページでやっておりますが、確かに十分であるかと言われればそうでない部分もまだあると思っておりますので、引き続き町民の方に興味を持っていただけるように、広報等をうまくというか興味を持っていただく内容で、今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 引き続きよろしく申し上げます。

一番最初でもお話ししたんですが、このDX推進については私も何度か議会で質問させていただいておりました。令和4年の9月議会ではメタバースを活用した地域活性化を提案させてもらったんですが、その際、執行部からの答弁でメタバースを活用できないかの議論を行っており、今後国や他市町村の動きを注視していくという答弁がありました。その答弁をいただいてから2年半が経過しました。その間に日本各地はもちろん、宮城県内でも仙台市が不登校の生徒などがメタバース内で交流できる場を提供したり、丸森ではメタバース内での

仮想丸森町をオンラインで観光できるようになったりですね。最近では、多賀城の魅力を発信する博物館がメタバース内にオープンしたりと様々な活用がされています。その中で、メタバース活用の議論を今しているという、2年半前におっしゃっていたんですが、実際にどのような議論が行われて何か進んだのか、または何も進んでいないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 議員から一般質問いただいた後に、技術的、財政的課題は一度置きまして、企画調整課内で一度調査、意見交換を行っております。その際には、町を再現するメタバースにつきましては、景勝地である松島の劣化というか、イメージが悪くならないかとか、それから逆に国宝や重要文化財も多いので、それらをメタバースで見て回る博物館のような仮想空間は面白いんじゃないかとか、そのように内部ではちょっと意見、そういう議論はしたんですけれども、現実ですね、まだ進んでいるという状況ではございません。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。しっかり議論をしていただけているというのであれば、課長もおっしゃったとおり予算的なところもあると思いますので、そういったところも踏まえて何か活用できないかというところを、常にアンテナを張っていただければと思います。

続いて、町民の健康管理にスマートウォッチの活用ができないかという提案も含めてちょっと質問なんですけど、脈拍や体温、歩数、血中酸素濃度など読み取る腕時計型端末、いわゆるスマートウォッチですね、私もつけていますけれども、これを活用して住民の健康管理を行う自治体が増えてきていると。そういったものを活用することで、施政方針の中にある介護予防、フレイル予防を推進というものにつながるのではと思っております。

私がつけているアップルウォッチを筆頭に、各メーカーからスマートウォッチが発売されています。ほかにも大手セキュリティー会社からは高齢者見守りとスマートウォッチの健康管理を組み合わせたサービスが提供されています。スマートウォッチを活用した町民の健康管理を検討していただきたかったんですが、この辺のお考えをお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） お答えいたします。

まず今スマートウォッチ、議員もされていて、うちの職員も何名の方かしているということで、だんだんこれも出回ってきたかなと。私も携帯を買うときに一緒に勧められたんだけれ

ども、高かったんでちょっと引いた経緯もあるんですけれども。そういう意味で、日本国内におけるスマートウォッチの保有率は17%程度という調査結果も示されております。その機能の活用については、今議員がおっしゃったような様々な生活習慣の改善であったり、疾病予防の効果、様々だということがあります。

そういうことで、ちょっと私も見てみたら腕時計もあれば、体につけるものとか色々何かあるようなことが、ちょっと見ると出ておりました。こういう面で、多分今後こういうことも世の中で出回っていくんではないかと。そういう意味で、今後様々な場面で活用が広がるものと考えらるということで、今後の全国の自治体等の動向を見ながら、さっき言われたことを、これ幅広い使い道が出てくるかと思えます。そういう面も含めて、今後注視していきたい、世の中の流れを注視していきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね。町としても多様な情報を、これをつけることによって取得することができますので、その情報を基に精度の高い適切なアドバイスができると。そうすることで介護予防、フレイル予防が推進され、高齢化社会の課題である医療費支出の抑制にもつながってくるかなと考えております。

これ、また本人としてもご自分の体調データを管理できるようになりますので、それは基本的にスマートフォンのアプリでやることとなるので、スマホを使う動機づけにもなるなと思っております。去年行われた調査では、スマホを所有する理由で最も多かったのが、家族からの勧めで27%、次に使いたい機能・アプリがあったからが18%となっています。そう考えると、スマートウォッチを活用した健康管理を行うと、家族は離れていても見守れるようになりますので、勧めてくれると思えます。家族からの勧めがあつて、自分でも管理したいからスマホを使ってアプリで見るというところであれば、使いたい機能もある状態にあるわけなのでスマホを所有する、使えるようになる理由の45%をカバーできるということになります。そうすると、先ほど言ったデジタルデバイドの解消にもなりまして、町民のDX推進にもなるのかなと思っております。なので、DX推進と同時に高齢者の健康管理も推進できるという一石二鳥になってきますので、予算的な問題は出てくると思うんですが、例えば購入の補助だったりとか、そういったものも含めてぜひ検討していただければと思うんですが、その辺のところもう一度お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） このスマートウォッチについては、いろいろな、今言われたように広

範囲になります。ただこれが、携帯と同じようなもので、やっぱり個人の身につける物、持っている物というところがあるの、今言われた補助の道とかということだと思います。この辺は、もう少し全国の自治体の状況などを見ながら、ここは、何か国策でも出てくればね、対応しやすいのかなという気はしております。そういう意味で、ちょっと国の動向を見ながら今後もこの辺は注視していきたい、先ほどと同じ答弁になりますけれども、注視していきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひ検討していただければと思います。

もうちょっと深くやりたかったんですが、すみません、思ったよりも時間がちょっと押してしまって、最後の質問に移りたいと思います。

eスポーツで世代を横断したコミュニティーの形成をと通告書に書いておりますが、施政方針の中でもスポーツで町民の健康増進及び地域世代間交流の推進に努めるとあります。ご存じのとおりeスポーツも正式にスポーツ競技と認められまして、今年IOC、国際オリンピック委員会がサウジアラビアで初めてのeスポーツオリンピックを開催することになりました。1月にはサウジアラビアに訪問していた日本の経済産業大臣が、サウジアラビアのeスポーツ連盟会長と会談をして、eスポーツはいろいろな形で暮らしに関係してくると述べておりました。つい1か月前の今年1月29日から2月2日にはアジア初開催となるeスポーツの世界大会「ALGSチャンピオンシップ」というものが札幌で行われました。これ、札幌市の試算によると市内で約13億円の経済効果が生まれ、世界中から来場者が3万5,000人も訪れていると。また、日本最大の高校対抗eスポーツ大会「ステージゼロ」では、昨年の第5回大会に全国から2,134チームがエントリー、7,031名の高校生が参加しています。eスポーツがこれだけ大きなメインカルチャーとなっているわけですから、よく分からないからやらないとか、ゲームは駄目とは言っていない状況です。各自治体でも、高齢者が社会的交流を保ち、認知症や介護予防につなげようと高齢者向けのeスポーツ体験会などが行われています。松島でも取り入れるタイミングではないのかなと思ったので、その辺のお考えを教えてくださいませんか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 議員おっしゃるとおり、eスポーツにつきましては世代間を超えた交流の新しい形ということで、日本の自治体でも取り組んでいる自治体があるということは認識しております。eスポーツについては、様々な側面で活用しているという現状が

ありますが、新興分野ということもありまして、今後さらに活用事例も報告されてくるのかなと思っております。その辺、運営体制、ノウハウであったりとか、健康面への影響等も含めて、eスポーツを活用した、例にあった世代間を横断したコミュニティーの形成、こちらにつきましては、慎重にこの辺は判断させてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 教育課長からお話ししていただいたのでお話しすると、理解していないと一般的なゲームプレーと混同されて、教育とはひもづけられにくい状況ではあるのはもちろん承知しているんですが、eスポーツは中高生に圧倒的な人気があります。これ、ちなみに現段階で、松島中学校、松島高校とか、高校は県なのあれですが、eスポーツ部をつくりたいとかという声は出ていないんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今のところ、松島中学校のほうでeスポーツ部をつくりたいという話までは聞いておりません。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ほかの自治体とかではeスポーツ部やりたいという人がいれば立ち上げの支援を行って、その代わりに認知症や介護予防の目的の高齢者向けのeスポーツ体験会などの運営を手伝ってもらうとかという、世代を横断した交流が生まれているところもあります。若いうちに自分の好きなもので地域貢献したという経験は、将来まちづくり多分、参加するということのハードルを下げることにもなるのかなと思うんですが。このeスポーツ部、私聞くと、それなりに声あるのかなと思うんですが、そのアンケートとかというのは実施してもらえたりはできませんか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 学校では定期的に学校運営体制についてアンケート等も行ってございまして、また松島中学校の生徒会主導で、今いろいろな決まり事とか、部活とか、そういったものも自分たちで考えて、自分たちで行動を起こすような取組が今後進められるということで、先日学校運営協議会のほうでもお話がありましたもので、その辺とうまく関わっていければいいのかなと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひ、そういった声があるんであれば吸い上げていただければと思いま

す。ただ単につくるというわけではなくて、地域貢献というところも含めてですね、いろいろな手法ありますので。

eスポーツは、第二の脳と呼ばれる手指を使うことで、認知機能の維持が期待できるというところになっております。しかも、eスポーツというのは成長分野ですので、今回お話しした高齢者のフレイル予防や若年層のまちづくりへの参加、世代間交流以外にも観光、産業、人口、交流人口の増加など、様々なフックとしても活用できます。そういったことを考えるとメリットが大きいと思うんですが、今までにこういったeスポーツを使ったイベントだったりとか、何か高齢者向けのをやってみようかというところの検討はしたことあるのかどうかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 高齢者の事業の中での検討は現在までは行ったことはございません。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 高齢者以外で、観光だったり、教育も含めてとかではもうないというところでもいいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） eスポーツ、この頃出てきた中で言葉聞かれるようになったのかなと思って聞いておりました。2市3町の中でこの間の多賀城の深谷市長が、多賀城でeスポーツをやろうと、高齢者に向けてというキャッチフレーズ、こういうものを作って出しているようでありますので、そのときは、対面で話ししているんだけど、聞き流しているんで、私も、今度注意深く聞いて内容がどのようなことを考えて、進めているのかなというものを。多賀城ですから、身近にあるわけですから、ちょっとそういった状況等も聞かせていただいて、町で取り組むのであればそういったものを、いい体験を取り入れてやっていければと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひ、近隣のところの七ヶ浜なんかもやっていると思いますので、ぜひ入れていただければと思います。eスポーツ、最近と言われてはいますが、結構前からありまして、私も10年前からやっています。私がやっているものに関しては札幌で世界大会が行われたものなんですけど、3人1組が20組、1つのところに落ちてというところで行うんですが、これ今までのゲームと違って、ただ打つとか、ただやるというものとちょっと違っ

て、必ず同じチームになった人と連携を取らなければいけない。例えばそれは世界的なものなので海外の人と同じチームになる場合もあるんです。なので片言の英語で、ライト、ライト、レフト、レフトとか、ゴー、ゴー、ゴーとか言ったりするわけなんです。あとは年代も様々です。中学生、小学生と一緒にやることもありますし、私よりも年上の方とやる方もいらっしゃるというところで、コミュニケーションの形成だったりとか、頭を使うというところでは物すごい変わってきていますので、ぜひ、ただゲームだから取りあえず駄目だというのではなくて、どういうものなのかというのを実際にぜひ知っていただければ。秋田のほうでも高齢者のeスポーツのチームで「マタギスナイパーズ」というチームもあったりですね、いろいろと活用されていますので。

本当はもうちょっといろいろな提案をしたかったんですが、時間がもうちょっと終わりかけなので、これから数年後、DX推進のお話をしましたけれども、DXだったりとか、こういったeスポーツというものをきっかけに世代間交流が生まれて、コミュニティが形成されて、住民が活性化していくというような流れになると思います。この形がスタンダードになっていく、間違いないと思いますので、逆にこの形がつかれないと自治体は衰退していくと思います。なので、乗り遅れないためにもぜひそういった情報を集めて、ご検討していただければと思います。

以上で今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 1番菅野隆二議員の一般質問が終わりました。

続きまして、通告の順に従いまして質問を許します。

6番後藤良郎議員。

〔6番 後藤良郎君 登壇〕

○6番（後藤良郎君） 6番後藤でございます。よろしく願いをいたします。菅野さんのすごいパワーに圧倒されて、自分の出番を何か見失いそうでありました。よろしく願いします。

私からも、大船渡の森林火災に対しましてお見舞いを申し上げます。今、雨ですけれども向こうも多分雨なのかなと思ひまして、1日も早い鎮火に向かうようご祈念をするものでございます。

それでは通告に従い、带状疱疹のワクチンの定期接種化について一般質問をさせていただきます。

このことについては、ちょうど1年前ですかね、令和6年3月議会において一般質問をさせていただきました。その結論では、ワクチンについては町独自で助成をすべきと申し上げ

ましたけれども、町長の答弁は塩釜圏の広域で取り組みたいとのことでありました。

その後ちょっと動きがあって、実は12月にですか、国で定期接種化が決定をいたしました。それはいいんですけれども、本町で取り入れるのは恐らく5月かな、6月かなという思いでおりました。そうしたら何と、我が町の令和7年度の当初予算の中にしっかり入っていたので、それはそれですばらしいなという思いでおりました。だから、質問の通告はしていますが、中身が少し、分かる範囲で変わるかもしれませんのでご容赦願いたいと思います。

それでは、再確認になりますけれども、改めて带状疱疹について申し上げます。子供の頃に感染をする水ぼうそうのウイルスが、治癒後も体の感覚神経に潜伏をし、大人になって加齢や疲労によるストレス、または基礎疾患やがん、リウマチなどの治療で使用される免疫抑制剤等によりその人の免疫力が低下することにより、そのウイルスが再活性化をし発症する病気であります。日本での疫学調査におきましては、働き盛りの50歳を過ぎた頃からその発症リスクは急増し、80歳までに3人に1人が発症、生涯の発症率は約30%と推計をされております。ほぼ全ての日本人が発症のリスクを持っている疾患であると言わざるを得ません。

その特徴としては、皮膚上に表れる水膨れを伴う赤い発疹と、そしてとてつもない眠れないほどの激しい痛みを伴う疾患であります。そして高齢者では発症した場合は重篤化するリスクが高くなる傾向がございます。また、重篤な合併症として日常生活の質に大きな影響を与える带状疱疹後神経痛（PHN）という慢性疼痛を長年にわたり伴うことも少なくありません。そしてさらに、顔の眼部带状疱疹では、神経合併症などを伴い重篤の場合は失明や、あるいは顔面麻痺、あるいは難聴等の後遺症を引き起こすことがございます。

この带状疱疹の発症を防ぐためには、ワクチンが有効とされ、全国の各自治体においてこれまで独自に公費助成を導入するケースが増え、本年1月時点においては何と全国で738自治体において公費助成が進んでいる状況でございます。

そこで質問ですが、本県また隣接する県における公費助成導入の状況と、そこでの助成導入年齢、あるいは助成額の設定はどのような状況であるか、まずお聞きをします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 带状疱疹ワクチンの定期接種化につきましては、現在塩釜地区2市3町で協議を重ねているところであります。

ご質問にありました、1点目の令和6年度における带状疱疹ワクチン公費助成の状況につきましては、県内では9自治体、東北地方では67自治体で任意接種に対する助成を実施しており、対象年齢は50歳以上または65歳以上となっているようであります。

助成額につきましては、ワクチンは2種類あるようでありまして、生ワクチンが3,000円から5,000円、組換えワクチンが1回当たり4,000円から1万3,000円と伺っております。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） ありがとうございます。

関連がありますので、続けて私のほうからお話をさせていただきます。

今、町長から説明ありましたが、現在带状疱疹ワクチンについては、先ほど私も申し上げましたが、国において来年度定期接種化、令和7年度ですね、決定されております。その中では、接種年齢が65歳となっておりますが、先ほどお答えをいただいていたように、これまでの導入している自治体においては50歳からの導入であること、また日本の疫学試験における带状疱疹の年齢別発症割合を見ても50歳以上の発症が全体の65.7%となっている状況でございます。そして、50歳代と60歳代でも全体の42%を占めている状況でございます。加えて、国においてこの带状疱疹ワクチンは、疾患として他人にうつすことはなく、蔓延するリスクは低いとされております。発症時の重症化を予防するという観点から、公衆衛生上必要なワクチンであると位置づけもされております。その重症化による後遺症は特異的な治療法はなく、50歳代においても約66%とも報告されていることから、2番目に入りますけれども、住民の健康増進の観点において定期接種時での対象年齢は50歳からが適切だと考えますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 定期接種の対象年齢につきましては、令和6年12月18日に開催された厚生労働省厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会）で、対象年齢を65歳の者と規定したことから、本町においても国の方針にのっとり対象年齢としているところであります。

なお、詳細等については担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 带状疱疹ワクチンにつきましては、法律上は50歳以上の方が接種が可能となっておりますし、効果につきましても十分に期待される場所ではございますが、発症のピークが70歳代でありまして、接種後にワクチンの有効性が時間とともにある程度下がることを考慮して、国は定期接種の対象年齢を65歳と示しております。

このように、国が規定する対象年齢は70歳代でワクチンの効果が発揮できるための設定であると捉えまして、町といたしましても、接種対象年齢を65歳とするものでございます。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 私、先ほど申し上げたとおり、日本の疫学試験における带状疱疹の年齢別発症割合を見ても50歳以上の発症が全体の65.7%、そして50歳代と60歳代でも全体の42%を占めている、そして加えて云々と私申し上げましたが、そのお話というか、私の見解についてはどのような考えをお持ちですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） データですので間違いのないデータですし、全くそのとおりでと思います。带状疱疹ワクチンは大変有効性の高いということが国でも認められたので定期接種化となったわけなんです、何歳で定期接種化とするかというのは、かなり任意接種の段階から定期接種化に至るまでの間に長く議論されていた内容でございまして、この対象年齢を決定するまでの間に、ワクチンの有効性と併せて費用対効果を大分研究されて、これに結論づけられたということで内容を理解しております。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） それはそれとして、前段で申し上げましたが、これまで任意接種の時代において、これまで1月まで727自治体でやっている状況の中身を見ると、50歳以上というのがほとんどですね。その辺のことについてはどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 先ほども申し上げましたとおり薬事法の法律上は50歳から可能でしたので、任意接種で助成を行う自治体はその年代を選ばれたのかなという理解を示しております。

また、60歳以上に年齢を決められていた自治体がゼロではないということで伺ってはいたんですけども、やはりその財政的な面で選ばれたというようなことで、ワクチンのメーカーなどから伺っておりました。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） 重症化による後遺症は特異的な治療法がなく、50歳代においても約16%とも報告されていると、いうそういう一面もありますので、その辺についてはどのようなお考えを。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私も実は40代で带状疱疹になりまして、幸い後遺症はなかったんですけども、かなり若い年代でもかかるものであると聞いておりますけれども、その

発症のピークはもっともっと70歳代でということもありますし、後遺症が残りやすい年代というものも割合として高いところはどこなのかという研究が大分されてきたようです。もちろん50歳からでも接種ができますので、もしかしたら定期接種になったとしても、任意接種の助成としてもしかしたら残す自治体もその七百幾つの全国の自治体の中にはあるかと理解をしておりますけれども、今回定期接種化についての年代設定ということについては、町は65歳とさせていただいているものです。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） そうですね、私も51歳のときになりました。本当にこの世の痛みとも思えない、今振り返ると、嫌な思い出もあるんですけども。それはそれでそういう一面もあるんでしょうけれども、これはもう少しこれから議論が必要なのかなという思いで、今日は定期接種化されたということ、すごくそこを尊重しながら、次の質問に移りたいと思います。

带状疱疹ワクチンが定期接種化された際の、今度は住民の自己負担額について質問をいたします。

带状疱疹ワクチンは、生ワクチンであれば予防効果は70%未満、効果の持続は5年程度と言われ、一方不活化ワクチンは2回の筋肉内接種によりその予防効果は90%以上、効果の持続も10年以上と長く、基礎疾患や病気の治療等により免疫機能が低下した方でも接種が可能なワクチンであります。

この2つのワクチンの接種費用は、生ワクチンで8,000円から1万円ですが、不活化ワクチンでは2回接種で4万円から4万5,000円とされております。今回の定期接種において、住民の方が価格だけの選択だけではなく、ワクチンの特性もしっかり分かった上で選択できる制度設計が必要であります。厚労省においても、この2つのワクチンの特性を周知することが重要だとされております。

そこで質問です。この带状疱疹ワクチンの定期接種化後の町民への自己負担額についての本町の考えと、その設定根拠をお聞かせ願います。それで今回の予算の、健康長寿課のこのワンプーパーの資料を見させていただきました。ここに載っていますけれども、取りあえず今お話ししたことについてのお答えをお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回予算で提案させていただいているので、大体は逆算してお分かりいただけるかと思っておりますけれども、令和7年の1月9日に厚生労働省から令和7年

度の定期接種に関する標準的な接種費用についてという通知が発出されておりました、費用積算の考え方が示されております。接種1回当たりの費用は、ワクチン価格と、それから問診や注射の行為などに係る手技料といまして技術料みたいなものなのですが、その手技料合わせた額で構成されております。

带状疱疹ワクチンにつきましては、主に個人の発症または重症化を防止する、そういう観点からワクチン代を本人負担とし、手技料及び事務手数料などについては町が負担するということで、塩釜地区の2市3町及び塩釜医師会と現在協議を進めております。

なお、このような費用の考え方につきましては、ほかの高齢者を対象とする定期接種となりますインフルエンザ等と共通でございます。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） ということは、値段は載っていますが、これまだ確定ではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 確定ではないんですけれども、ほぼそれにもう向けて準備、最終調整を行っております。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） でも多分、二度三度とこれから検討するのかななんてイメージで今おりましたけれども。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 新年度になりまして、早々に始めていかなければならないですし、医師会との契約行為もございますので、最終段階ということになります。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） 前日も町長からやるときは2市3町、医師会等絡めてという話も伺っているのですが、多分、私お話ししていますけれども、他の2市2町も同じような動きで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） そのとおりでございます。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） それで、この表を見ているんですが、生ワクチンが9,000円程度、そしてもう1つが2万2,000円、それで町負担が1回当たり4,000円とありますが、これ、そして

聞くと、過去の自治体のデータも見ると、生と組換えワクチンの接種率、接種割合というんですが、これは生のほうが3割で、片方が7割という状況を聞いています。そうするとこの生は4,000円はいいんですけれども、組換えのほうが2万2,000円かかるのに4,000円の負担というのは、何か不公平感がすごく感じるなと思うんですけれども。その辺についてはどういう考えをお持ちですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私もワクチンが同じ値段だったらどんなによかったかなと思いますけれども、それぞれワクチンの特徴がございまして、有効性とそれから持続性といえますか、発症予防効果の率と、それからそれがどのくらいの期間持続するかということで、大変開きがあるということで、同じ目的で打つワクチンなんですけれども、全くその効果と違いますか違うということの状況があって、それが値段に反映されているものと思われま

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） いや、そうじゃなくて、これは生のほうが大体5年程度、もう1つは10年で、実際はもう10年以上もかなり有効だという話を聞いていますので、どうせ受けるなら私もこの組換えのほう受けるなと思うんですね。ところが、生ワクチンのほうだと5年程度の有効しかないとすれば、また5年後に打たなくちゃ駄目だという、そういう心配もあるので、ここはやはり、生はいいとして、もう少し組換えのほうは町負担をもう少し上げてもらったほうがいいかな。そのほうは不公平感が取れるんじゃないかなと思うんですね。そして、住民に対しての、多分説明に関しても、もう少しその辺も含めて、2つに絡めてお話ししますけれども、周知も含めてお話というか、周知をするべきではないかとすごく思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私もできれば、例えば全く自己負担をゼロにするというようなことであればどんなにか皆さん喜んで接種をするだろうと思いますけれども、なかなか財政的なものもございまして、それから法律上はB類疾病という、この高齢者の定期予防接種の種類のものについては実費負担を取ることは構わないというようなことで定められておまして、全国ほとんどの自治体が一部自己負担をいただいているところなんですけれども、今回2市3町で協議をするに当たっても、対象年齢を何歳にするかということのほか、自己負担を幾らにするかということは大変議論をしたところなんです。それに当たりましては、今回このように議題にのせていただいたのは带状疱疹ワクチンなんですけれども、ほかに高齢者に

係る定期予防接種は、ご存じのとおりインフルエンザ、肺炎球菌、それから新型コロナワクチンなどもございます。たくさんの方の定期予防接種がありまして、実はもっと今後も定期予防接種化されるかもしれないということで議論されている予防接種のワクチンもございまして、1つ例外をつくるというよりは、全てのワクチンの定期予防接種に係るそういった考え方は統一したほうが、町民の方々、住民の方々についてもご理解をいただけるのではないかとということで、そういうことで自己負担を算定するというで、2市3町で協議したところがございます。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） ただね、課長、それは理屈も分かるんだけど、この場合は組換えのほうは2回打たなくちゃ駄目なんですよね、ここが違うんですよ。だから費用の割合、さっき電卓でたたきましたけれども、生のほうは44.4%、組換えが18.1%、かなりやっぱり金額から見ても低いので、そこはちょっと当たらないかなとすごく思うんです。その辺も含めて、我が町だけではないんでしょうけれども、2市3町で進めていくんだらうけれども、その辺も含めて、ぜひ医師会も絡めてしっかり議論していただきたいなと思うんですけれども、その辺についての町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この頃、私は病院に行く回数多くなってきてまして、町内の病院にも、町医者さんというんですかね、行く機会が多くなっているんですけども、去年あたりから特に目立つなと思ったのは、带状疱疹ワクチン接種できますという、こういうポスターとか看板とかね、チラシとか、それが窓口のすぐそばにもうでかく書いてあると。磯崎のお医者さんはそうだったんです。これは何なんだと聞いたらば、带状疱疹がこの頃多くなってくるようなので、今ワクチン接種を勧めているんだと。あとは、今でなくても町で少し補助してもらえればねというのが、そのときの話で、まだその額がどうのこうのと決めているときじゃなくてね。そうすると、その病院だけじゃなくて、例えば2市3町以外の病院なり、診療所なりそういう医療施設はそういったポスター等を掲げて、皆さんに带状疱疹ワクチンを打ったほうがいと、これはそういう呼びかけをしているんだらうなど。その呼びかけに対して、やっぱりしっかりと、額がどうあるというのは今議論されていますけれども、まずはこの額を補助しますので、まず考えて打つきっかけにしてくださいということの啓蒙のかなと思って聞いていました。私も、今から五、六年前かな、带状疱疹をやっていますけれども、確かにしんどいです、なると。だから、やっぱりそういう痛みはやっぱりな

った人は分かると思うので、やっぱり病院でも相談されれば、窓口の先生というか看護師さんというか、そういった方々は勧めてくれると思いますのでね。そのときに、ゼロというよりはこうだと。まずはそこに入ってもらっての、今度は個人の選択に入るのかなと思って理解しております。

○議長（色川晴夫君） 後藤議員。

○6番（後藤良郎君） その年齢と値段に関しては、ぜひ再検討をお願いをして、質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 6番後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。

再開は13時とします。13時に再開です。

午後0時02分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

休憩前に引き続きまして、一般質問を続けます。

通告の順に従いまして質問を受けます。

10番今野 章議員、登壇の上質問願います。

〔10番 今野 章君 登壇〕

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

一般質問ということで、今日は高齢者等のごみ出し支援についてということと、タクシー活用の地域公共交通についてということの2点を質問させていただくことにしております。通告の内容を読み上げながら、質問をさせていただきます。

まず、第1点目。高齢者等のごみ出し支援についてということであります。

この問題につきましては、令和3年9月の定例会一般質問におきまして、高齢者のごみ出し支援についてということで質問をさせていただいております。その際、総務省による高齢者等世帯に対するごみ出し支援として、独り暮らし要介護者や、障害者などにごみ出し支援をしている自治体に、特別交付税が措置される事業の活用を検討されたかと質問をいたしました。それに対しまして町からは、環境省で手引が公表され、対象者や実施方法、費用収支など検討事項も多く、慎重に判断をしたい、こういった回答がありました。

環境省の高齢者ごみ出し支援制度の手引では、令和3年1月現在34.8%の地方自治体で高齢

者ごみ出し支援制度が導入されておりますが、本町におけるごみ出し支援の検討内容、結果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 高齢者のごみ出しに係る課題につきましては、核家族化や地域のつながりの希薄化など、高齢化以外の社会の変化によっても引き起こされ、全国的な課題であると認識はしております。

町では高齢者に限定した制度はございませんけれども、令和元年9月から介護保険サービス事業者が収集運搬委託業者の事業所へ直接搬入できる制度を実施し、訪問介護利用者及び事業者双方の負担軽減を図っているところであります。

現在行っているごみ出し支援制度の実績や、他市町村で実施している取組事例の調査結果等についても研究はしておりますけれども、現状を担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、当町で現在行っているごみ出し支援につきましては、訪問介護利用者宅から排出された家庭系一般廃棄物を介護保険サービス事業者が収集運搬委託事業者の事業所へ直接搬入できる制度でありまして、令和5年度につきましては年間1,022回、延べ263人の方の利用実績がございました。

次に、高齢者世帯等のごみ出し支援制度につきましては、県内で実施している市町村の状況を見ますと、町内会等の非営利な団体やシルバー人材センターが実施団体となり、自治体が奨励金等を支払っているものでございます。現時点では、4自治体がこの制度を利用していると承知しております。高齢者人口に対する、当該自治体での利用率につきましては、一番高い自治体でも0.2%程度であり、現段階ではそれほど高い利用率とはなっておりません。

こうした状況も踏まえ、現在の支援制度を継続しながら、地域での継続的な支え合い活動を推進してもらえよう、各地区の公衆衛生組合や環境美化推進員などと情報を共有してまいりたいと思っております。

各自治体の利用者の要件なんですが、今野議員も先ほど特別交付税の趣旨の部分でも申し上げていたとおり、全員がというわけではなく、あくまでも原則は要介護2を基準にしているようです。ただそこは、自治体の独自の根拠を持って説明ができるのであれば要支援1から利用もできますよと。ただ、あくまでも単身ということ前提にしているということと、それに伴ってごみ出しそのものが困難というのが要件になっております。そういうこともありまして、県内の4つの自治体でも、これは自治体によってそれぞれで違っていますが、要支

援から要介護までの方で、なおかつ単身世帯を対象にしている自治体がほとんどという状況でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ありがとうございます。今、お話あったような状況なんだろうとは思いますが、本町でのこの利用の実態というのについては、いわゆる介護保険を利用した形で実施をされているということに、大方なるのかなとは思いますが。そこで、1,022回、延べ人数にして223人、実質何人なんですかね。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 年度としての統計が取れている令和2年度から申し上げますと、令和2年度で、実人数です、18人。それから令和3年度で19人、それから令和4年度で23人、令和5年度で27人、令和6年度は、これ2月末までの途中ですけれども30人ということで、実人数、それから延べ人数、利用回数ともに増加傾向にあるという状況です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 私が訪問しておられる方でも、実は最近介護保険を使ってごみ捨てをしているんだという方も確かにいらっしゃいました。そういう意味では、介護保険を利用してのごみ出し支援というものが進んできているのかなと思っておりますが、本町の高齢化率というのはもう40%を超えているわけですし、そうしますと65歳以上の高齢者が、多分……何ぼなんですかね、5,500人くらいになるんですかね。なお、後期高齢者ということになれば、多分その半数弱くらいですかね、二千二、三百人くらいいるのかなと思って見ているわけです。高齢になればなるほど、ごみ出しが大変だという、こういう町民の皆さんが増えてくると思っております。

今年2025年ということで、団塊の世代がほぼ75歳になっていくとなると、こういうことになるわけで、これからさらに5年あるいは10年ぐらいは、高齢者人口というのは、本町においてはまだまだ増えていく、そういう状況になるのではないかなと考えております。そういう意味では、広く高齢者の生活実態を見ながら、様々な支援をするということが求められてくるだろうと。そうした中でのその1つが、このごみ出し支援になるのかなと思っております。

介護保険の認定をされれば、確かに介護保険によるごみ出し支援ということもあるのかもしれませんが、その枠の外にいる人たちというのは、相当数まだやはり多いのではないかなと思っております。そういう意味では、もう少し町として、そういう方々がどれだけいるのかという実態をつかんでいくということも大事なのではないかなと思うんですが、今後に向

けてそういう実際の実態がどうなのかというものをつかむ努力をされるお考えはないのかどうか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 実態をつかむということなんですが、健康長寿課の協力を得て、一つ一つ拾い上げていかないと、多分数字というのはちゃんとつかめないかなというのがあります。

今、60歳以上で独り暮らしの世帯というのは大体1,000人はいるというデータが出ていますので、恐らく内数になるんだろうと。なおかつ、その中で例えば家族であったり、そういった方々の協力が得られない、そういった方をさらに抽出するという作業になりますので、どれだけ実態をつかめるかというのはちょっと今この場では申し上げられませんが、健康長寿課の保有するデータでそれが可能かどうかちょっと確認をして、ちょっと時間はかかると思いますが、一定の確認はしていきたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 介護保険というだけにとどまらず、実際にいわゆる非営利組織ですか、ボランティア等、こういう方々、あるいは小澤議員でしたか、前に質問した際にも学校の子供たちですね、こういう方々にお手伝いをしてもらうということもあるというお話をされておったことがありました。

本町ではそういう形で、介護保険以外でそういうごみ出し支援をされている組織なり、個人というのがどれだけあるのか。そういうところでどれだけごみ出し支援の効果を上げているのかという、そういう実態の把握というのも大事になると思うわけですが、その辺についての把握などはされたのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、ご質問のあった内容については把握しておりません。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうすると、実際の数字として、例えば非営利組織としてどれぐらいの数とか、個人でどれぐらいの数とか、あるいはそういう学生、小中学生含めての数というのを把握しているということによろしいんですか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 実際今、小学生、中学生の話も出ましたけれども、そういった方々が、果たしてごみ出し云々というのはどうなのかなと。家族は別ですよ、親戚とか、そういった

ものは別として、一般的にはどうなのかなと思って聞いておりましたけれども。ただやっぱり、今、総務課長から1,000人ぐらい65歳以上がいるだろうと。ただしそれで単身で、これに当てはまる人は多分その半分以下になるんだろうと思います。それでももっと元気な方、もしかするとその半分かもしれない。何でかという、米寿でいろいろ回っていると、多い月で十四、五人ぐらいいるときがあるんですけども、大体今の小学生の3倍くらい、学年ですと、130人くらいいるのかなと、今年ですよ。そうすると、大体私が回るのは、いいですよというところに行くから割と元気な方々が多いのは当たり前なんですけれども、それについても元気だということと、それで回ってもって聞いていて一番痛感するのは、独り住まいの方も確かに多いです、だけど車の運転免許を持っているわけではない、いろいろな病院に行く手だても町営バスなり、それから今病院の送迎もあるのでそういったものを使いながらやっていますけれども、家族が、例えば町内にいない場合でも、町内にいる場合はまだいいんですけども、町外にいる場合でも、週に何日かはちゃんと、3日、2日とか定期的に家族がその家庭を訪問して、ごみ出しとかそれから買物まできちっとやるシステム、こういったものを兄弟間でつくったり、家族間でつくってやっていらっしゃるんだというのが多々見受けられるんですね。だから、そういったもの、共助についてはしっかりとその家族が、例えば私が一人になっていった場合に、私の身内が、兄弟なりがサポートするというような、そういったシステムというのは、自然と、こっちからお願いしてやるわけじゃなくて、その人の生活のためにやっているわけなので、それは自然とそういう社会になっていただくものだと思います。ただ、今野議員が言うように、買物、ごみ出しについても、今野議員は令和3年と言いましたけれども、その前から議会からもいろいろな意見は出ておまして、これは当分、松島町が高齢化である以上当面この問題はついて回ると思います。だんだんだんだん人が増えてくるのは確かだと思いますし。それで、国の制度も少しは変わってくることも確かだと思いますけれども、そこはしっかりと捉えながらやっぱりやっていかなくちゃならないんだろうなと。

いろいろな、包括連携等々で結んでいる団体ともお話をしますけれども、買物は割とあれなんですけれども、ごみ出しというのはなかなか難しいみたいだと。ごみ出しというのは何が難しいのかなという、プライベートな部分が大分入ってくる要素もあるのかなと思いつつながら聞いておまして、こういったことも今後、地域での共助という中で、この後の問題もありますけれども、総体的に町としては常にこれから考えていく。なかなかこれ、正直言って結果が出ない問題になっていくんだろうとは捉えています。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 町長おっしゃることもよく分かるわけですが、まずはこれね、高齢者ごみ出し支援制度の導入が出てきて、皆さん見て、これに基づいて我が町のごみ出しへの方向性を考えられたと思うんですが、今のお話ですと介護保険の制度の中での利用するということと、あとはやっぱり町長の答弁の中にあつたように家族を中心とした形の中で、ごみ出しの在り方というものを構築するという考え方になっているのかとは思いますが。ただ、やはり独り暮らし、あるいは高齢者世帯のみといったときに、なかなか家族が近くにいないという問題もあります。私も電話いただいたことあるんですが、実は松島町内じゃなくて他の市町村にいるんだけれども、うちの親が独り暮らしで、もうごみ出しするのも大変なんですと。どこか相談する窓口ないでしょうかねと、こういう電話をいただいたことがあります。私よくその辺、電話いただいたときよく分からなかったので、もしかすると医療生協のほうで助け合いの会というのをやっているの、そこに問合せをすればもしかするとそういうことも手伝ってくれるかもしれませんと、こういうお話したことあるんですが。そういう形でやっぱり、どのような形でね、こういった問題を解決したらいいんだろうかということをお悩んでいる方々も多いのではないかと思います、町としてそういうことに対する相談体制とかというのはどうなんでしょうかね、実際のところ。介護保険やなんかが使える人はいいますが、使えない皆さん方がそうやって悩んでいるわけですよ。そういう方々にどう対応するのかということが、これから大きく問われる部分もあると思うので、その辺でどうなのかなと。この手引でいきますと、結局は町で僅かな手数料で直接収集業者に委託する、あるいはですね、そういったことで対応するかというふうになるわけですが、相談すべき場所としてどうなのかなということも含めて、町でどう考えているのかなと思うんですが。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 介護保険というのはちょっと別にして、ごみということであれば当然総務課に言ってもらって構わないと思うんですが。ただ、先ほども言ったように結局のところは、特別交付税の対象になる、ならないというのは別にして、なるのであれば明確に根拠を持ってくださいというのがありますから、それを取っ払えばもっと対象は広がるんでしょうけれども。いずれにしても、基準が必ず必要になってきますと。じゃあその基準は、何を以て誰が判断するんですかということになるので、県内の自治体でも一番緩和しているところでも要支援というのを1つの基準にしているんだと思います。大体、あとは、シルバー人材センターなんかに委託している自治体もあるんですが、参考までにちょっと聞いては

みたんですが、なかなか頻度、回数とか時間とかが見込めない中ではちょっとなかなか難しいですね。では、一方で実際のごみ収集運搬の事業者からすると、それはもう、例えばランダムに20件、30件、そういう件数をランダムにということになると、やっぱり割高にどうしてもなってしまうということですので。一方、自己負担額の額ということからすると、介護保険にしる障害の福祉サービスにしる大体200円を超えるくらいの自己負担でできているようですので、そうであればむしろそちらをしっかりと使っていただくほうがいいのかなと、正直いろいろ見て思いました。

やっぱり基準が必要なこと、じゃあその基準どこに設けますかとなると、やっぱり公的な明確な基準というのを使わざるを得ないのかなと考えますので、検討した結果どうだったかと言われれば、そういうことも総合的に考えると今のサービスを継続するのが一番適切なのかなと考えているところです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ごみ出し支援制度ということで、交付税措置を活用するという事で考えるとそうだとということになりますよね。そうすると、交付税制度を活用しないで、そんなに大きい数じゃないと思うんですよ、私もね。何百というふうになるかどうかは分かりませんが、そんなにはならないと思うんですが。介護保険制度の中からやっぱりはみ出る部分というのはどうしても出てくると。こういう形になると思うので、そういうはみ出たところに対する手当ては、やっぱり大変な方々が実際にいらっしゃるわけですので、そこにやっぱり手を差し伸べるというのは行政の大きな役割なんだろうと思うわけです。交付税措置と最初に言っちゃったので、そういう回答に今なっていますけれども、そうではなくて、やっぱり実際に困っている皆さんにどう手を差し伸べるのかということになったときに、町としてもっと考える必要があるのかなと思います。2番目の質問と3番目の質問、逆転していますけれどもね。そういう中身になってくるのではないかと。そういう意味合いにおいて、これからもやっぱり、松島町らしいごみ出し支援制度というものの構築というのが、これから5年、10年先を含めて、まだまだ求められてくるだろうと思いますので、そういった考え方、構築すべきでないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今ここで構築しますと言えば簡単なんだろうけれども、なかなか構築しますという言葉が言えないのが現状であります。ただこれ、前の質問で、ごみではなかったですけども、自主防災なんかと同じで、地域コミュニティーがちゃんと取れている地域に

については、じゃあ我々が手伝ってやろうかというような雰囲気になるんですよ。実際、三浦がそうなので。だから、そういうふうに出てくる地域と、なかなか人の交流がうまくいっていないというところと怒られますね、取れていないところについては、やっぱりそこまで、なかなかかゆいところまでは手が届かないというのが現状だと思うんです。じゃあ、そのかゆいところに手を出すのが行政じゃないかと、今野議員から言われればそのとおりでありますけれども。じゃあ何をもって、どういった費用で、どうすればいいんだとなってくると、これはただ単に1つの地域だけじゃなくて、町としてじゃあ1,000円もらいますよと、例えばの話ですよ、ごみ出しにしたって分別からあるわけですよ、分別ができる人がちゃんとやったもののごみ出しと、できなくてもう一緒にたにやってくれる人と、内容がやっぱり変わってくる場合もあるかと思うんですね。それから日数によっては、内容によって腐敗する物もあるかもしれないし。そういったごみ出しをする上の、例えば生ものについてはこういった容器に入れてちゃんと保管しておきなさいよと、なぜかという毎日のごみ出し支援は難しい、週2回なり3回なりになると夏場についてはどうなるんだという問題があって、当然衛生的に出てきますから。そういう問題なんかも当然出てくるだろうから。そういったもの、一つ一つ解決していかないと、なかなか、今野議員から質問いただいてもパーフェクトな回答はできないのかなと思います。ただ、全然考えないということじゃなくて、町はやっぱり一つ一つでも考えていく姿勢はきちっと見せて、例えば介護保険だけじゃなくて、歩いている途中で転んじゃって、例えば足の骨を折っちゃったとか、それでふだんは買物でもごみ出しでもできるんだけど、ちょっと1か月くらいできないという場合のヘルプというのものもあるだろうし、そういったものもあるかもしれないので、ケース・バイ・ケースになるかもしれないです。取り留めのない回答を今言っていますけれども、ただ単に、一つ一つ前に進める考えはしてかなきゃないんだろうなとは思っています。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そういう仕組みといますか、つくる必要性があるという、町長の答えですので、ぜひ前に進んでいただきたいなど。

それを考えるときに、やっぱり手引は大変参考になるんじゃないかと思うんですよ。いろいろな形で、ケース・バイ・ケースで支援の仕方というのを考えているわけですね、この中でもね。こういうものを参考にしながら、必ずしも業者を頼るというのではなくて、やっぱり非営利組織であったり、先ほどお話しした医療生協の助け合いの会みたいなのとかいろいろあるわけですよ。そういうものをやっぱり活用する、そのときにやっぱり町としては、こ

ここでこういう支援をするシステムがありますよということを、きちんと住民の皆さんにお知らせしていくということも大事なんだと思うんです。だから、実際に町として、今どこでどういう方々がごみ出し支援をしているのかというのは、どれくらいつかんでいるのか。つかんでいるのであれば、ここでこういう皆さんがやっていますよということも含めてお知らせをしながら、そういった組織が自ら組織を広げていけることができるようにすることも大事なんではないかと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 具体的に支援をやっているというのは聞いたことはないですので、改めて聞いてみたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 本来であれば、だからこのごみ出し支援の手引の中で、そういう実態を把握しましょうと書いてあるわけだよね、実際上はね。だから、そういうことも検討しない中で、松島町ではこのごみ出し支援は介護保険に頼っていきますよと、あとは家族内コミュニティに頼っていきますよと答えに出してしまっているところが、いま一つちょっと感覚が違うのかなという気がして、今お話聞いています。ですから、もう少し町内の実態を把握しながら、住民が困っている課題に積極的に応えられる行政になっていくべきではないかなと思ったところがございます。ぜひ、今後に向けて構築の方向性も探っていきたいといったような、私は回答に受け止めましたので、そういう方向で今後もいろいろと、手探りになるかとは思いますが、努力をお願いをしておきたいと思います。

1番目と3番目はそれで終わりということにいたしまして、(2)になりますけれども、昨年11月に行われました議会報告会の中におきましても、ごみ出しの問題について話題が出ました。坂道があってごみ捨てが大変だと、ごみステーションを増やせないんでしょうかと、また地域の方からは指定された集積所より近いごみステーションに捨てられないのだろうかとか、こういった要望も出されておりました。最近では雪や雨なども、今日ですね、雪から雨になりましたけれども、あってですね、そういう際には高齢者が転倒する危険性もあるので、そういう場合に何とかならないのかなとか、そんな話も出ているところがございます。非常に高齢者にとっては危険な場合もありますので、このごみステーションの増加だとか、あるいは指定外のごみステーションへのごみ捨てというものについて、町ではどんなふうを考えているのかなと思っております。予算なりを見ますと、町内には201か所のごみ集積所があるということのようではありますが、さらに増やすことは可能なかどうか、ステーションの設

置の方法等々含めてですね、今の質問に対するお答えをいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員の、議会報告会で出たという話でありますけれども、当然議会報告会で出たのであれば議員さん方は町の今の考えを当然話ししてくれたものと解釈します。というのは、何度となくここで新設のごみ出し場所についての議論は出ておりますので、現状はこうだと。今後はそういうことであれば町に要望するというような回答だったんだろうなというようなことを想定して、申請等については担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、ごみ集積所の新設する際は各行政区からの申請を基に設置のまず可否を判断しております。新設につきましては条件がありまして、利用世帯数が10世帯以上であること。次に設置場所については収集車が前進して進入可能な場所であること、交通の障害とならない場所であること。それから設置する土地の所有者、それから周辺住民の方からの了承を得ていること。あとは最後に、集積所の維持管理でゲージやネット、掃除用具など設置する行政区で購入をしていただいて、維持管理も行政区で行うという条件にしております。条件を満たした場合には、行政区と協議を進め、設置の可否を決定しているということです。

あと、指定された集積所より近いごみステーションに捨てられないかという要望につきましては、ごみ集積所は各地区の住民から徴収する区費等で維持管理が行われております。希望するごみ集積所がある地区に区費等を払っていない人がごみを捨てる場合は、受益者負担の関係も出てきますので、行政区と本人の協議が必要ではないかなと、町としていいですよとはちょっと申し上げることはできないかなと思っております。町では、住んでいる地区のごみ集積所にとりう。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。

新設ですか、この問題については考え方としては理解をいたしました。ただ、実際上は地域住民同士の間の中で交渉しなくちゃいけないと、こういうことがあるわけですよ。そうしますとなかなかね、解決にむしろ至らないという傾向もまた強いのかなと。そういう場合に行政がどう関わりを持つのかということがあるとは思わないかと思うんですよ。各行政区にだけお任せしていてもなかなか解決しないと、そういう場合があると思うんで、そういうやっ

ぱり住民の中ではね、やっぱり不快施設の一部になるんでしょから、いや、持ってきてくれるなど。でもここに設置させてほしいと。これ、なかなかこういうのは大変だとは思うんですよ。その場合に行政としてどう関われるのか、その辺があれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今までもごみ集積所の移設は何回かありますけれども、原則はやっぱり、地域の中で必要なことですのでまず地域の中で話していただいて、お互い理解をしていただいて決めていただくということで、これまでも説明してきていますので、個別の事情にもよりますけれども、原則は地域で話し合っけちっけ決めていただくということにしております。こちらが行って調整するということは、原則、よほどの事情がない限りは控えさせているということです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） よほどのというのはどういうケースなんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 具体的には今ちょっと申し上げられませんが、過去に私が来た中で、1回ぐらいあったような記憶はありますが、ただ確かに誰でも家の前にごみ集積所が来ないほうがいいなと思うのかもしれないけれども、日常生活していく中で必要なことですので、そこはしっかり地域のほうでまずは話し合っけちっけいただくことが大前提になると考えます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。次に、先ほど区域外といいますか、地域外のステーションのお話ししました。お話は行政区というか……班ですかね、ここをまたいでのという意味なんです、私質問したのはね。磯崎区の人が高城区に行ってという話ではなくて、私の近くを見ていると、高城区の、副町長じゃないですよ、高城区の行政区の人が華園のごみステーションに捨てている人、確かにいます、いるんです。そういう問題もありますけれども、同じ行政区の中でもやっぱり、あんたの班はあっちなんだよという、こういうやり取りがあるんですよ。そのことについてまず確認をしたかったということなんですね。多分、行政区ということで、磯崎、高城ということでは、私もそれなりに理解はしているんですが。同じ磯崎区なら区の中でそういうことがどうもあるということでのお話のようなので、町としてはその辺はどう考えているのかなということなんです。

○議長（色川晴夫君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 自分の例で説明したほうがいいのかなと思っています。

私のところは割波です、行政区は高城です。隣が区画整理事業になって華園で、磯崎です。ごみ置場が華園側にあります。本当はさっき言ったお話だと、高城行政区となりますけれども、一番近くに、一番皆さん利用しやすいところにあるということで、これは行政区も違うんですけども、地域とお話をさせていただいて、こちらにごみ捨てをさせていただきたいと。ただし、そのときにただお願いするだけじゃなく、そこの掃除、例えばこれはもう1週間交代で我々回りますけれども、借りる側といったほうがいいでしょうね、使わせていただく側のほうでその環境整備とか、ごみとか広がったとき、そういったときは全部掃除しますということにしています。ですから、いろいろな地域地域でケースはあると思います。いろいろなケースでお互いに話し合っていたら、どちらかという利用させていただくほうが少し何か一歩引く形も必要ではないのかなということで、お互いに理解しあって、協力しあって、やっぱりごみは対応していただければと。私どもそう常に思って利用させていただいております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） いずれ、コミュニケーションが大事なんだろうと、そういう答弁なんだろうと思ってお聞きをいたしました。今年も議会報告会があると思いますので、報告会に行った際にはそういったお話もさせていただきたいと思っております。1問目につきましては以上でございます。

2問目でございますが、2問目につきましてはタクシー活用の地域公共交通についてということでございます。

本町の地域公共交通につきましては、宮城交通による路線バスの廃止によりまして、交通空白地域の住民の足の確保策としてスタートをいたしております。私も、議員になったばかりの頃で、農村のほうに行きますと、とにかく路線バスもなくなって、どうやって高城まで出ていったらいいのかも分からないと、あるいは町外に出ていくのかという問題を、度々されましたし、そういう中で住民の足確保策をぜひ取ってほしいと、こういうお願いを、その当時の町長にもお願いをした記憶がございます。

そのほか、特にとりわけ町として大きく考えたのは上幡谷ですかね、ここの子供たちが第二小学校に来ることになっていたわけですが、路線バスが廃止になってその足をどう確保するのかといったようなこともございまして、今の町営バスというものが導入して始まってきたと、こういうふうに記憶しております。

この間ですね、この町営バスにおきましても様々にこの路線を拡大、あるいはバス停の増、

時刻表、ダイヤの見直しなど、住民の皆さん、町民の皆さんの要望に応えるべく繰り返し見直しをされてきているということについては私も承知をしておりますし、職員の皆さんが大変苦勞されてこういった施策を講じられてきたものだと思っております。

しかし、現在に至りまして高齢化率40.2%を超えて、農村部ではバス停に行くだけでも、歩いていくのは大変だよとこういう声もあります。また、高城区をはじめとする松島区、磯崎地区、本郷区等々でも、こういった住宅の密集地でも町営バスがなぜ来ないのかと。来ているところもあるのかもしれませんが、住民の要望に応えられるような路線になっていないのではないかというようなお話もされているところでございます。

やっぱりそうした住宅密集地域の皆さんも、通院や日常の買物をするのも大変になっているよということでもあります。ある方から聞いたお話ですけれども、2月の中旬、重そうな荷物を抱えた男性の高齢者が前を歩いていたんだそうです。そうしましたら突然転んだというか倒れたんだそうですね。後ろを歩いていたので、慌てて声をかけて、手を貸して起き上がってもらって、声かけて心配だったので、お宅まで一緒に行きましょうということで付き添って、男性の高齢者の自宅まで送っていったと、こういうお話を聞きました。重い荷物を持っているんで、やっぱり転びやすいというか、そういう側面もあったのかなと思ってお聞きをしたところでございます。やっぱりそういうことも含めて考えますと、交通空白という問題は農村部中心、北部地域中心に広がっているというだけではなくて、全町がやっぱり交通空白地域になってきているのではないかなと、こんなふうに思っているわけです。

そこで、次の点についてお伺いをするわけですが、1つ目、本町において地域公共交通を抜本的に見直す時期が来ているのではないかと、到来しているのではないかと、このように私は感じているところでございます。地域公共交通会議においては、どのような議論が、町内の交通空白を克服するための施策として議論されているのか、現状の公共交通の在り方でいいのかどうかということも含めてその議論の在り方を、されているのであればお聞かせをいただきたいということでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町営バスにつきまして、今回も一般質問でまた出ていましたけれども、平成9年10月から北松島線の運行を開始し、翌年には松島東線、松島西線さらには北松島線の中回りを運行するなど、ルートやダイヤの見直しを図りながら現在の運行形態に至っております。

見直しに当たりましては、松島町地域公共交通会議において検討することになりますが、直

近では令和5年9月に町営バス運行に関わる民間事業者への業務委託についてお諮りし、全会一致で賛成をいただいているところであります。ルート等々についての見直し等の意見については、そのときには出てはおりません。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。地域公共交通会議では、結局現状の町営バスの運行の関係について議論をしたということで、それ以外に議論はされていないということだと思いますが、改めてあれなんですかね、地域公共交通会議において現状の町営バスの在り方、それと住民の満足度といいますか、こういうことに対する検討といったようなことについてはされていないのかどうかですね。どうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 地域公共交通会議は、議題があったときに開催をしていますので、先ほど町長も言いましたけれども、令和5年の9月のときにはちょうど自家用有償旅客運送の更新の時期だったものですからその更新の件と、運行業務の委託の件というのを議題に話し合っていますので、そうした議論にはなっていないということです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） いわゆる公共交通の在り方として、新たなこの今3年間でスタートしているわけですね、去年からね。そうしますと、この間にこの満足度調査みたいなのはされるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 昨日の一般質問の中でもお答えしていましたがけれども、今回は年4回やるということで、乗降調査が3回ですか、そのほかにアンケート調査1回ということでやっていますので、その中にそういった項目も入っております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうしますと、アンケート調査はいつ頃実施されるんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君） アンケートについては、昨年12月の23日から28日に実施して、使っている方のアンケートです。乗っている方のアンケートを実施していますので、それについては今分析中ということでございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。次に、2点目のほうに入ります。

2点目は、私は最初にお話ししたように抜本的に見直すことも必要になっているのではないかなと思っています。今の町民バスも十分に役割を果たしているとは思っております。ただ、それだけではもう不十分なのではないかということで、この抜本的な見直しと言っているわけです。

例えば、簡単に言うと通勤時間帯ですかね、例えば朝晩、これは町営バスのような形で運行すると。日中についてはタクシーを活用したらいかがですかと、こういう考え方なんです。タクシー活用にはいろいろ壁があるとは思っています。ですけれども、地域公共交通会議の中にタクシー事業者も入っておられますし、いろいろと相談をしてもらいながら、活用を進めるということも可能なのではないかなと、こういうふうに思っております。

タクシー活用ということになれば、高齢者の皆さんも含めて、いわゆるドア・ツー・ドアですね、玄関先から玄関先までという、これが可能になっていくわけですね。そういう意味では、利用される皆さんは非常に喜ばれるのではないかと。オンデマンドではないんですよ。オンデマンドだと、必ず乗合タクシーですから予約が必要になります。タクシーだと、その日に電話して来てほしい時間で来てもらえると、こういう形になるので非常に便利です。ただ、その代わり自己負担が伴いますよと、こういう形になるとは思っております。それでも、どちらがいいと言われたときに、これも皆さんに聞かないと分からない話ではありますが、多少の自己負担であればこれはタクシーのほうが良いという答えが私は意外に多いのではないかなと思っていますので、こういう住民の足の確保対策はどうなんだろうかなと思って、今やられている初乗り運賃だけ補助する福祉タクシーですね、これとはまた別の考え方で、町民の皆さんにタクシーを活用した公共交通というものを構築してはいかがなのかなということなわけでありまして。

そうしますと、国のほうではライドシェア活用が始まるのではないかと。それでいいんじゃないかという話ももしかすると出てくるかもしれません。しかし、このライドシェアの問題についてはいろいろ問題があるということが指摘をされています。この問題については、まだ後ろに、前の元議員の菅野さんいますけれども、彼が議員だった頃出ましたライドシェア問題について、タクシー業界からやっぱりぜひこれについては反対をしてくれということで出されて、意見書も採択をたしかして、本町議会では反対の意見を上げているはずであります。いまだ、まだまだ問題が多いかなと思っておりますので、ライドシェアというふうにはなかなか松島ではなりにくいかなとも思っております。

そういう意味で、タクシー助成制度ということなんですが、タクシー助成制度については、

中国運輸局で、通告書に下のほうに書きました、地域公共交通としてのタクシー助成制度の活用に向けてと題しまして、中国運輸局でこういう冊子を作っているわけです。それを実現する上でどういうことが必要なのかと、どういうところに気をつけなくちゃいけないのかということが書いてあります。そして、実際にやっている自治体の話も出ております。

町長、これまずご覧に、課長、ご覧なっていましたか。ありがとうございます。感想を聞かせてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 仕組みは提案しているんだけど、財源の部分がやっぱり、書いていますけれどもね、課題の1つとして。やっぱり結局のところは財源が課題になるのかなとは思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうですよ。一番気にかかりますよね、財源。多分大きくなる、これね。財源も心配だし、タクシー会社2社あるけれども、じゃあ需要に応えられるのかという心配もあるんです。そういう心配はいっぱいあるんです。これ読めば、大体そういうことを心配しなくちゃいけないなというのは分かる。

栗原市で、タクシー助成をやっているんですね。栗原市のタクシー利用助成というのをホームページ見ましたらやっていました。どういう人が助成を受けることができるのかなと思って見たら全市民なんですね。全市民に、多分これは1月8枚のタクシー券を交付すると。だから、1週間に1回往復できますよと、こういうタクシー券なんだろうなと思って見ました。すごいですよね、すごいと思いませんか。やっぱり、ただいろいろ条件はあるわけです。栗原市というのは何町村ですかね……（「8町1村だそうです」の声あり）そういう合併した町村なので、旧自治体、旧町村のところでの助成金と、そこを出てほかの旧町村に行くときに助成の額が違うというね、こういうシステムです。ですからいろいろあるんでしょうけれども、こういう形で様々な形で料金設定といいますか、助成の設定の仕方が工夫されてあるんですよ。

松島町でじゃあこういう形でやろうとしたとき、どういうふうを考えるかなと思って想像してみました。こうしろというんじゃないですよ、私が想像したというだけの話ですから。例えば、いわゆる住宅密集地域とそうでない地域、単純に言うと都市計画区域と調整区域、こういう2つの区域に分けて助成額を変えるという考え方もあるかなと。都市計画区域では、例えば福祉タクシーと同じように初乗り運賃の部分を助成しましょうと。そして調整区域の

部分では助成金について上限額を設ける、例えば1,000円なり1,500円なりの上限額を設けて、タクシーの活用を図っていくということもあるのではないかなど。

栗原市でどのくらいじゃあ予算、これに使っているかということになるんですけども、聞いた話によると3億数千万円です。3億5,000万円前後なのかなと思って聞きました。栗原市の財政大きいですからね。3億5,000万円というのは大したことないのかもしれない。大したことないというよりも、やっぱり住民にとって必要な足はそれだけのお金をかけても確保するという考え方に立ってこういう助成制度をやっているのではないかなと思ったわけです。

本町におきまして、そういう意味におきまして、こうしたタクシーの活用というものを考えれば、高齢者の皆さんなどは、本当に北部地域から松島病院や中山病院であるとかね、松島医療生協だとか病院に行くにしても、あるいは買物をする、ツルハドラッグに行くにしても、薬王堂に行くにしても、A&COOPに行くにしても、あるいは高城の商店街に行くにしてもですね、少しお金はかかるけれども町からこれだけの補助をもらってれば、やっぱり1週間に1回くらいは買物しに出てもいいかなとか、通院にも利用できるかなど、こういうことになります。しかも、私思ったんですよ。タクシーなんですよ。タクシーは何人乗っても同じ料金なんですよ。だから、皆さんにチケットを配っても、みんなで話し合って相乗りすると、同じ料金で高城の町、買物する場所が同じだったりすれば乗ってこれるわけです。そうすると、1週間に2回とか3回とか、みんなが出し合うとまちに出てこれる計算になります。だからといって無駄遣いするかというと、それなりにタクシー料金は取られるわけですから、そんなに無駄に私はこのタクシー利用はしないと思うんです。そういう意味において、本町における公共交通の在り方というものを、もう一回抜本的に見直すということが必要なのではないかと思ったので、今日ここでお話をしてみました。

今お話ししたのは私の想像したことです、必ずしもそうしろとは言いません。ただ、タクシーを活用するというのは、やっぱり1つの方策だろうなと思っています。それで、助成の額やあるいは料金設定の仕方、助成の区域設定の仕方とか、いろいろ考え方はあると思うんです。そういったことをぜひ町で、住民の皆さんの意向調査も含めながら、できれば社会実験のようなことも、例えば高城、磯崎区で1か月間、2か月間、ちょっとそういうのでやってみますよ、北部地区の幡谷と上竹谷のところでそういう実験して見ますよということで、多少予算取ってもらって、実証実験的なようなことをしてもらって、これはいいんじゃないかということになったらこれを推し進めるという考え方があってもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 多岐にわたる質問でありますので、答弁書用意しているんですけども、何かうまくはまらない。

結論的には、私、今回一般質問できたらもう結論を最初に言って、そして考え方を言ったほうがいいのかなど。できるだけ結論から言うようにしているんですけども。正直言って、タクシーは考えていません。まず、さっきライドシェアの話が出ましたけれども、これタクシー業界とライドシェア、松島の観光課がやった場合に合いませんので、これらについてはタクシー業界も反対しているようでありますので、こういったものについては町としては考えられないと。それで、例えば通勤の人だけライドシェアを使えるようにといても、なかなか仕分けをするのも大変だと思いますので、そういったものは考えていないと。それから、平成9年から町営バス始まって、宮城交通バスが45号線、それから346、それから桜渡戸のほうまで走っていたんですかね、そのときにあった駅の何十倍もの駅が町営バスでできたわけです。そうすると、それだけ皆さんの住まいに近いところに駅ができたわけです。その駅の在り方についても、これまで何回か、その地域にこの駅が今ここでいいのかということもうちの職員が一生懸命調査しながら現在に至っているバス停なんですね。それについて、箇所については、よほど区から移動してほしいということであれば地域に伺ってバス停の移動というのは考えていく必要があるだろうと。当然、人が住んでいるのを、うちのほうの田舎のほうだと人が変わっていくんですよね。昔はいっぱいここにいたんですけども、今1人とか2人しかいないとか、そしてこっちのほうに人が増えてきたとか、そういったところもあるので、そこは地域に沿ったやり方が必要だと思います。ただあと、町営バスだけでなく、これは目的が違うかもしれないけれども、今病院にしても、それからデイサービスにしても、自分たちで営業の一環として小型バス、マイクロバスみたいなものを出して営業活動をやっていると。町内の病院もそうだし、それから東松島の整形の病院も松島に来て、お客さんがいれば東松島に連れて行って帰ってくると。そのときに東松島では買物するなら買物してきてもいいよという話がなきにしもあらずなんだそうでありますけれども。そういったことで、足とすればいろいろなものの足は相当数今増えているんだろうと思います。

そこへもってきて、例えば今回のデマンドをもう一回考えたらということでもありますけれども、このデマンドについては栗原と同じ考えです。栗原もデマンドが駄目だからタクシーになったんです。あのときも、デマンドをやった場合にたしか乗り合いになるのでタクシー1人500円くらいになるかもしれませんよと。今、1台に4人まで乗っても、4人乗ったから何

ぼということないので。ですから、そういったものでなりますよと言ったんだけど、どうも松島町の、あの当時のときは、乗り合いタクシーの乗り合いというのがあまり好きじゃないと。1回、2回だったらいいんだかもしれないですけども、月に2回とか3回とかになってくると、どうしても自分自分となると。それから、デマンドにしても、使い勝手が分かって、慣れてきた人はいいんだけど、使いにくい人はもうずっと使いにくい。だったら、デマンドより、町営バス100円ぐらいで乗れますから、高い金出して乗っているよりもバス何時に来るからそれ待ってやったほうが良いという結論だったと私は思うんですね。ですから、デマンドをもう一回再開したらということについては、最初から今考えていないと。ただ、これが国のほうで、町の町営バス等に対しての考え方が、そういったほうまでいってもう少し増額したものを何かお金で町に支援するという施策でも出てくれば、また考え方は変わるかもしれませんが、現状では今のやり方が精いっぱい。

今回、これだけバスのことを質問しても、料金の値上げは考えないのかとかと言う人は誰もいない。これは、私はゼロは駄目だと思っているし、いつまで100円なんだと。町営バスは、油は上がっていないのかというところも上がっているんですよ。運転士だって皆上がっている。ですから、令和7年と令和6年で相当数、同じことをやっても金がガンと上がっている。そういったことも踏まえて、本当は料金体系も考えなきゃないんだろうけれども、まずはとにかく今、今野議員から質問されている内容については、そういう考えでいるということでございますので、全てが答えになっていないかもしれないけれども。

ただ、栗原の場合は、あれ佐藤市長がやったときに、大体11月、12月、1月と市町村長一堂に会することが多いんですけども、あのようなことはできないなど。あれは選挙かなんて、うわさですよ、4月選挙ありますからね。そういうことかなど。それともふるさと納税、そちらの予算を使ってやるのかなとかですね。憶測だけで話は、楽屋裏の話は終わっていますけれども。いずれにしても栗原がああいうふうに一歩駒を進めたということでもありますから、町としても栗原の、エリアは確かに広いですよ、松島町の何十倍とある、そのやり方等しっかりと検証して、いいなと思ったときにはまた議員さん方に相談したいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 1つはお金がないと、こういう話ですね。あとは、栗原市の実績を見ながらというお話のようでもありますけれども。

このタクシー利用というのは、町長、デマンドではないんですよ。デマンドではないんです。

ですから、デマンドだとやっぱり予約がどうしても入りますので、予約がやっぱり苦手なんですね。町営バスのときもね。結局、電話するのがやんだと、面倒くさいっちゃと、こういう感じなんですよ。タクシーの場合はデマンドではないんです。ただ、私は逆に知り合い同士、仲のいい者同士、こういう方々が、今日一緒に乗っていくべっちゃと、こういう意味でのデマンドにはなり得るかなと。そして、それが高齢者だったら高齢者のコミュニティーをやっぱり強めていくことにもつながるんじゃないかなということも思ったのでね。そういう考え方も含めて、デマンドタクシーとは別の、公共交通としてのタクシーという考え方があるのではないかというお話です。

財源としてはどうするのという話になってくるんだと思うんですよ、やっぱり。ですから、今の町営バス丸々なくすという形になり得るのかどうかというのが1つあると思っています。ですから、最初に通勤通学時間帯だけにしようとかね、そういう考え方だってあるだろうと。でも、全廃してもいいのであれば全廃もあっていいのかなと思っているんです。やっぱりこれからの高齢化社会に向けて、どちらがやっぱり優先すべき課題かということの判断だと、私は思っています。子供たちの通学等々についてはスクールバスが走っているわけですから、それはそれで維持ができるわけで。町営バスを全廃するとなれば大体、福祉タクシーのほうも含めると5,000万円近いお金がそこに出てくるんじゃないかと思うんですよ。そうしますと、そのタクシーの利用する層をどうするのかと。70歳以上、75歳以上、あるいは80以上の方々中心だよとするとかを含めて、例えば5,000万円なら5,000円でどこまで賄えるのかということを考えれば、そういうことも可能になるのではないかなと、こんなふうに今思っておりました。

お金がないということで、私はこれを諦めるわけではありませんけれども、今日はそういう提案をさせていただいて、ぜひ、今後とも、そういう考え方があるんだなということで、検討するかどうかは分かりませんが、参考にしていただきながら、そういう問題提起がありましたということを公共交通会議の中でも話していただいて、ぜひ議論もしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 栗原のやつはデマンドタクシーではないですよというのは分かって答弁したつもりです。ただ、デマンドであれ、デマンドでないあれでタクシー、仮に町内であれば、使うのであれば、どうぞ勝手に利用してくださいと。町では今すぐには補助できませんよというのが実態かと思えます。

実は、町営バスの運行形態を考えたとき、おとしですかね、去年からやっているわけだから、担当にちょっと町営バスやめたらいいんじゃないかと、実は私も言っているんです。宮城県で一番先に始めたんだから宮城県で一番先にやめようと、こういうふうに言ったんですよ。いや、町長、それはちょっと乱暴だと言われましたけれども。ただ、そういう考え方もしていかないとうまくないのかなと。小型のバスを3台なら3台ぐるぐる回すならぐるぐる回してだけおいて、七ヶ浜、多賀城のようなぐるりんこでいいのかなというような形で、ただそれだとタイヤがしっかりしないとか、いろいろなこれまでの歩みがあるもので、なかなか難しいというお話でありましたけれども。いずれにしても、令和7年、令和8年と今の形態が続く、債務負担でやっていますから。それ以降についてじゃあどうなんだというときは、今日の議論をちょっと思い出して、また考えてみたいと思います。

なお、地域公共交通会議は座長は私でありますので、そのときにちょっと振って、その他でやってみたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 最後に町長の考え方と少し擦れ違っていたんだということが分かりました。

ぜひ、地域公共交通会議の中でこうした問題も議論していただいて、これからの松島の町民の皆さんの足が十分に確保される議論をしていただきたいということをお願いして終わりにしたいと思います。終わります。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんね。

では、再開を14時25分、14時25分再開です。

午後2時11分 休 憩

午後2時25分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして質問を受けます。

7番赤間幸夫議員、登壇の上質問願います。

〔7番 赤間幸夫君 登壇〕

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

まずもって質問に入る前に、大船渡市の森林火災により被災されておられる市民の皆様へ心

よりお見舞いを申し上げます。

それでは早速、今回通告差し上げています一般質問の質問事項、消費生活相談業務の充実を求めるということについて、質問してまいります。

近年、インターネットの利用を契機としたトラブルが増えています。日中家にいる高齢者が訪問販売や、電話勧誘のトラブルに巻き込まれる事例も多く報告されております。このような背景から、高齢者等を中心に被害を未然に防ぐような対策や啓発活動について、その在り方について以下の点を主なものとして伺わせていただきます。

伺う前に当たって、宮城県における特殊詐欺等の犯罪の統計データをちょっと見ましたところ、被害件数と被害額ですが、令和6年ですね、年次で書いてあったんですね、374件発生し、15億7,222万円。そのうち松島町はと見ますと3件で469万円、昨日の一般質問にも出ていたかもしれません。ちなみに、その前年の令和5年ではといたしますと352件、9億7,478万円、同じように松島町はと見ますと同じく3件でありました、1,428万円の被害に遭っておられると。松島のケースで見ますと、架空料金あるいは還付金詐欺という状態だったと思います。

そこで、1点目ではありますが、まずもって一般町民の皆さんがこういった被害に遭う前に、あるいは遭われてから、町のどの担当部署に行けばいいのかという形で、町のホームページなどを参照しながら行くとした場合に、産業観光課、産業振興班、消費生活ワンクリック詐欺にご注意くださいとあると。担当課窓口の柱に消費生活相談窓口と表記があるにもかかわらず、私のほうにちょっとお話ししてくださった方からのお声としてではありますが、同じような表記、入ってすぐに会計課カウンターに総合相談の表記があったということと誤解なされていたようですけれども、そういったことで分かりづらいねという話がされていました。それで、町民へのこういった相談事への周知度について、町は現在どのように認識しておられるかということからお聞きしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町の現状の認識についてはどうなのかということでございますけれども、産業観光課等々で今やっておりますが、その現状について担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） まず、窓口の表記については、やはり目立つところに設置すべきなんだろうと思いますので、役場の庁舎の管理の担当班ともちょっと協議しまして、見やすいところに設置したいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、答弁いただきましたように、やはり町民の側の方から、あるいは利用したいと思われる方から目につく場所、さっと玄関入った途端に目についたのがたまたま総合相談という窓口というか表記の板が会計課にあったと。そこでちょっと確認したら、向かい側の担当課ですよというふうに、柱にちゃんと書いてあったということで、そういったことがどうこうじゃないんです。利用する、される方が利用の内容あるいは相談案件によってであります、やはりあまり大っぴらにしてほしくないというのか、目に留めていただきたくないとか、あるいは話題にされたくないとか、いろいろあるかもしれませんが、そういったことから、できることならそういった受皿体制としての町の相談窓口ですね、そういったところへの配慮を、気遣いをいただきたいという思いで話しておられました。そういったところを加味していただければありがたいなという思いです。

次に移りますが、消費相談員が配置されていないのはなぜかというところで質問でありますけれども、現在、これは宮城県の担当部署というか、そこからお伺いしましたけれども、県内各市町村のこの消費生活相談員の配置状況というのをホームページ等にも載っているようなんですけれども、県内35の市町村で県内の14の市は設置、配置しておるようなんですけれども、そのほか21町村ではと見たときに、松島を含めて6つの町だけ、この辺かいわいでは松島と七ヶ浜、あとは仙南の4つの町だったかと思います、そのほか15町村は配置しておるような状況でございます。それで、お伺いしたいのは、なぜ松島は配置されておらないのかというところの質問でありますけれども、ここについてお答えいただけたらと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 平たく言えば、募集しても応募が来ないというような状況で、消費生活相談員については現時点では設置していないというような状況です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 統計データは令和6年のやつで見たからですけれども、松島の募集を開始してどれくらいになっているんですか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 一連の流れから申し上げますと、令和3年度までは消費生活相談員がおりました。令和4年度に募集をかけたんですけれども応募がなかったと。そして、今まで消費生活相談員の方にも声がけをさせていただき、誰かいい人いませんかねと相談はしたんですけれども、なかなか募集が来ないというのもありまして、じゃあ来ないんであれば職員を消費生活センターで主催している研修に行かせて、研さんを積ませて、そして窓口

対応をさせることによって、職員も覚えますので、それでちょっと対応していこうというようなことで、令和5年度以降は募集をかけていないというような状況です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） これまた宮城県の消費生活センター等のデータから引っ張り出したんですが、令和5年度、今度は度ですけれども、宮城県内で1万8,050件の相談件数があったようです。消費生活センター及び県民サービスセンターの受付相談件数はと見ますと6,146件、市町村が受付、相談されている件数はと見ますと1万1,904件、合計して1万8,050件です。ちなみに、我が町松島からの相談は60件で、うち松島に直接訪れて相談されている件数はと見ますと15件であったという状況で、45件は宮城県のほうにそういった利用者、お客様を、消費生活センターに差し向けているという状況だったようです。

それで今、課長から答弁いただいたわけでありますが、今後も職員での対応を描いておられるのかどうかというところと、職員もそれなりに定期異動であったり、あるいは他市町の事例見ていると、職員のケースではなくて、月に10日程度を雇用いただいて、それで採用いただいてね、受付相談員というか、消費相談員として配置いただいているという状況もありますからですけれども。そういった配置の手法というか方法論を含めて、今後ともそういった引継ぎをずっとなさっていく考え方にあるのかどうかとか、ちょっと確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 令和6年度の、本日時点で申し上げますと、18件の相談がありまして、月換算にしますと1.5件というような状況がございます。それで、その前に消費生活相談員がなぜ募集したのにも関わらず来なかったのかと私なりに分析してみますと、まず賃金に関わるその開設日数の設定とか、あとは消費生活相談員の仕事については専門的な知識なりスキルを必要とするため、適任者を見つけるのがなかなか難しいというふうな、私なりにちょっと分析はしてみたんですけれども。前段でも申し上げましたとおり、月1.5件、そして宮城県の消費生活のほうにも相談が行っていると。比率にすると県が7の町が3ということで、お客さんによっては、直接町にかけるとというのが、何らかの原因でですね、かけにくいというお客様も中にはいるので、こういうちょっと県と町の状況になっているのかなというの、ちょっと思ってもおりましたので、何回も言うようですけれども、月1.5件の受付であれば職員で十分にやっつけていけるのかなという思いはあります。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） また後ほどその点に触れてお尋ねするかもしれませんけれども。一旦こ

こで1問目を終了させてもらって、2問目に入りますけれども。

町民の利便性を考えればということで、この場合の町民というのは、私、質問者から見れば高齢者とか、いろいろ様々な事情を抱えている利用者ということで見ております。そういったことで、今担当課長がお話しされたように、役場に消費生活相談員を配置するのが望ましいんですけども、当面、年間に発生する発生件数、町に対してのですけどもね、本来もつとおられるかもしれませんが、特に相談を受け付ける体制として、これよく言われるんですけども、電話録音や専門の相談員が町にはおられないようですねということ、そういった悩みを抱えた方々同士でいろいろそういった話合いをしたりするようですけども、そういったことから、そういった専門の方が不在ということ。月に1回程度広報紙に掲載されますけれども、無料相談日等を利用してというケースがありますが、これも予約制とか云々でいろいろあって対応してもらおうということでも、そういったところをトータル的に見て、やはり町民の皆さん、それを利用したいと考えている方々から見れば不満の声があるというのは事実ですし、課長自ら先ほど答弁いただいたようにですね、町の受付体制というんですかね、やはりあまり、電話で町のほうに、予約制だったら予約制でいいんですけどね、録音取られて云々という形でやられているというケースには、よい感情を抱いておらないようです。そうしたことも踏まえて見たときに、もうちょっと松島町に直接消費相談という形で来たい方がおられるのに、受付体制の窓口のありようがセーブをかけているというか、そういった分析になるのではないかなというふうに、私、質問者としては見ております。

そういったことで、ここでちょっと町長にお尋ねしたいと思っています。そういった庁内における消費生活相談窓口の在り方への改善点とか多々見られたわけですけども、併せて相談窓口に対する町長自らの今現状の捉えで結構ですが、考え方についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 2つ目の質問ですけども、これは議員の思いなのか、議員に誰かが相談してきている内容なのか、私ちょっと分かりませんが。先ほどから課長が答弁しているように、これまでの経過をたどってここに来ていると。確かに月2回ぐらいだったか、そのぐらいの件数で来て、朝から晩まで、令和3年までいた方も私の友達でしたけれども、暇で暇で参ったという話も来て、うちの部屋に来てちょっとお茶でも飲んだらなんていうことで雑談もしたことありますけれども。相談が無ければ相談がなくて町とすればいいことなんだかもしれないし、逆に相談したくて相談できないんで困っている人がいるというんであ

れば、それはそれでまた町としても大変なことであると。そういうことはまず最初に思っておきますので、そこは履き違えないでいただきたい。ただ、やっぱり、さっき6つぐらいの自治体がまだ置いていないという報告あったかと思いますが、例えばこういった巧妙な手口がどんどん進んで、実際知っている方ほど町には相談しないものなんですよ、嫌なことは、案外と。議員はどうか知りません。私はなかなか自分の嫌なことは相談できない。いいことは相談できるんだけどということですね。実際、自分の家庭の中で起きていることについては、例えばいろいろな金融に関して、緊迫した状況なら別かもしれないけれども、それ以外のものについていろいろな内々で家族の中でもめている相談だったり、それからそういうものに巧妙な手口で引っかかって家族の中でもめている中で相談だったりすると、町内よりは県のほうの知らない方のほうに相談したほうが良いというふうに捉える方もいないわけではないと思うんです。だから、今後、件数とすれば少しずつまた増えてきているようなので、いろいろなものを使ってメッセージを発信することはあるものの、実際窓口に来てこうこうこういうことで困りましたというのはそうそう聞いているわけじゃないので、ただ今後こういうことが必要であるというのであれば、町だけではやっぱり置けないのではないかなと。これは例えば、私は七ヶ浜だったら寺澤さん、よく話できるからだけでも、例えば同じ自治体同士で2つぐらいの町が手を組んで、曜日によってそっち行ったりこっち行ったりしてもらうとかですかね。そういうことは今後模索はしていかなくちゃならないだろうと思いますけれども。そういったものについても今後のこの在り方について、鋭意検討してまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、答弁いただきまして、町長自らがそういった認識、あるいは近隣との関係も踏まえてですね、そういった方策も念頭に置きながら、機会を捉えてという考えをお持ちだということについては、ぜひとも一歩も二歩も前に進めていただけたらなという思いですので、よろしく願いいたします。

どういうわけか、私のスタンスというか姿勢がそうなのか。議会間近になってくる1か月ぐらいになってくると、今は2週間以上も前に議会への通告制がありますから、その前にということで、匿名だったり、何らこちらで調べようがない形で入ってくるものについては極力避けて、お答えは差し上げられないんですけれども、名前も何も、あるいはいきさつ、経過、経緯等も皆踏まえて出してくださる方にはきちんと、早い時期に答えが見いだせたら、それなりのお答えを差し上げるというスタンスでいますからね。そういったこともあって、私の

ところに、そういったいわゆる投書的なお手紙をくださるというケースがあって、今回なんかもそういったことも踏まえつつ、たまたま案件が案件でしたので、松島の状況、それから、宮城県の状況、宮城県のそういった消費相談センターの状況なり統計的データ等も踏まえて見たときに、やはり少し松島、こう言うてはなんです、こういった行政サービスの部分では少し劣っているなど、申し訳ないですがそういう捉えになったので、今回質問差し上げているという状況です。

それで、次に移りますけれども、3つ目として、これは消費生活関連の地方財政措置、いわゆる交付税措置ということで、松島町にどれくらい入ってきているのかなというところなんですけれども、その点についてのお尋ねです。それ、お答えいただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） お答えします。

消費生活関連の地方財源措置としましては、普通交付税の基準財政需要額における地域振興費の消費者行政推進費において、当町ですと令和6年度の本算定で約137万円措置されているということになっております。

また、議員ご存じのとおり、措置ということで、実行されている金額とは不一致なことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 先ほどから消費相談に絡む質問をしたことに対して答弁いただいているわけですが、やりようによっては1名ほど、近隣の例えば隣の七ヶ浜町と相談し合ったり、連携取ったりして対応できるとか、あるいは月のそういう雇用日数とか、専門職ですからなかなか難しいとはいうものの、できるだけ利用者のニーズに即した形を何らかの方法論を交えて対応も可能かなという数字が交付税で算入されていると見て取れます。ちなみに、その交付税の部分で、私もちょっと見てみますと当たるのが給与費とか需用費等で消費者行政推進費という形で、消費生活相談員への報酬、研修、講師謝礼、備品購入等という形になってございますね。そういったことを踏まえれば、そういった職員配置というか、身分、処遇はいろいろありましようからね、そういったことも踏まえて対応できるものと見て取れました。

周知の事実として、毎日のようにテレビ報道、新聞報道を見れば特殊詐欺とか消費者トラブルが増加して目に入るわけですがけれども、日常の相談業務や、出前講座等の啓発活動を、先

ほど来からお話し申し上げている消費相談専門員の方のお知恵とか、あるいは経験をお借りして、町民の皆様に出前講座的にですね、あるいはチラシ等松島バージョンで作ってもらなりして、機会を捉えて対応いただけたらなという思いで、4番目に、期待値を込めて、ぜひとも窓口を充実させていただきたいということで描いていますが、先ほどの町長の答弁で、およそ判断はできますけれども、何分こういった事例は減ることはなく、ほとんど増えていく一方です。東日本大震災があつて特にですね、増える傾向にありますし、そういった犯罪のありようも狂暴化してというか、単独犯ではなくて複数のそういったグループでの対応をしてきていますからね。いとも簡単に、私たちもそうなんですけれども、だまされる傾向にあるということ。それから、皆さんも既に携帯とかなんとかお持ちですからね、しょっちゅう流れてきて、ちょっと間違つてぽちっと押してしまつたりというパターンありますからね。そういったことも踏まえて、ふだんから気をつけてはいるものの、そういったことが減ることはない、増えることあつても。そういったことに対しての、町が町民の生命と財産を守るという見地をもって見たときに、やはり、これで終わりにしますけれども、この質問に対しては、できるだけ町民の側に寄り添つた、親切な行政サービスの展開を望みたいと思います。

もし、担当課長なり、あるいは前段ちょっと質問された方は総務課長の部分でそういったところにお答えしている部分も、私、重なっているなというところも見ましたからですけれども、担当課、町長をはじめこの辺についての最終的な見地というか、見識的なところをもしお持ちでしたら、よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず初めに、議員から劣っているんじゃないかと、2問目でお話ありましたけれども、私は令和5年、令和6年と職員が切磋琢磨しながら、それに代わるものを職員のスキルアップでやろうということで取り組んでおりますので、そういったものに関して、私個人的には劣っているとは思っていませんし、逆に消費者に、町民の方々に親しみやすくやっているつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、こういう特殊詐欺等による消費者トラブル等というのは増えてくることは確かだと思いますので、今後についても宮城県消費生活センターともよく連携を取つてやっていきたいと思ひます。

また、出前講座については受講者の希望に合わせてながら宮城県消費生活センターと連携を図つて、これもそういう要望があればしっかりと開催していくと、こういうことで松島町は乗り切つていきたいと、このように思ひます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 財政措置的なというか、財源手当的にと言ったらあれですけども、そういうところについては、このくらいの数字はね、松島町にとっては御の字の範囲じゃないかなと。創意工夫さえ取れたら、今、町長が答弁されたような工夫でね、町民のほうに啓蒙啓発はできると思います。

ぜひとも新年度からですね、早速に着手いただけるようお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員の一般質問が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、明日3月6日午前10時です。

今日は本当にご苦労さまでございました。

午後2時55分 散会